

1. まるごとまちごとハザードマップのすすめ	P1
2. 水害リスクライン	P8
3. 講習会プロジェクト事例集	P9
4. 避難確保計画が出水時における迅速な避難に寄与した事例	P10
5. 地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）	P11
6. 洪水ハザードマップの作成や周知・利活用の取組促進について	P12
7. 三次市「浸水時緊急退避施設の使用に関する協定調印式の開催について」	P15
8. 呉市「災害時における一時避難場所としての使用に関する協定」の締結について	P17
9. 民間活力を活用した河川内樹木伐採等の推進	P18
10. 樹木の再繁茂を抑制する河川空間利用の促進	P20
11. 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について	P22
12. 新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての研修所、宿泊施設等の貸出の協力依頼について	P27
13. 新型コロナウイルス感染症対応下での避難所運営のポイント	P41
14. 避難の理解力向上キャンペーン	P45
15. 地下空間の浸水被害最小化に向けた取り組みについて	P50
16. 要配慮者利用施設等の避難計画と取り組みについて	P51
17. 大規模工場等における水害の事前準備対策について	P52
18. アンダーパス等の冠水事故防止の取り組みについて	P53
19. 緊急速報メールによる切迫性の伝達	P59
20. 大雨特別警報の解除後の氾濫に対する注意喚起	P60
21. 感染症指定医療機関に対する災害リスク情報の提供・支援について	P61
22. 天神川水系治水協定	P67



# まるごとまちごと ハザードマップのすすめ

平成31年4月

国土交通省 水管理・国土保全局

## 1. まるごとまちごとハザードマップとは

### まるごとまちごとハザードマップ

自らが生活する地域の水害の危険性を実感できるよう、居住地域をまるごとハザードマップと見立て、生活空間である“まちなか”に水防災にかかわる以下の情報を標示する取組

- 洪水・内水・高潮の浸水深に関する情報
- 避難行動に関する情報(避難所及び避難誘導に関する情報)

#### 目的

“まちなか”に表示することにより、日常時から水防災への意識を高めるとともに浸水深・避難所等の知識の普及・浸透等を図り、発災時には命を守るための住民の主体的な避難行動を促し、被害を最小限にとどめることを目指す



#### ●洪水・内水・高潮の浸水深に関する情報例



#### ●避難行動に関する情報例(避難所及び避難誘導に関する情報)



# 1. まるごとまちごとハザードマップとは

水害ハザードマップの内容を、それぞれの地域で具体的に、臨場感をもって認識し、避難の実効性を高めるための工夫として、まるごとまちごとハザードマップを実施することは有効です。

## 水害ハザードマップ



○：メリット △：デメリット

- 自宅や勤務先などの知りたい場所の**浸水深**や近くの**避難所・避難場所**を確認できる
- **アンダーパスや内水氾濫などの危険箇所**も確認できる
- **避難に必要な多くの防災情報**について確認できる  
「情報の取得方法」や「避難の目安」、「非常持ち出し品に関する情報」など
- **防災教育や勉強会、避難訓練等で活用**できる
- △ **防災に興味がない人は、浸水深を確認するまでに至らない**可能性がある  
(意識しないとハザードマップは確認されない)
- △ **浸水の高さをイメージしづらい**

## まるごとまちごとハザードマップ



水害ハザードマップの内容を、それぞれの地域で具体的に、臨場感をもって認識し、避難の実効性を高める

- 「まちなか」にあるので**無意識に目に入る**
- 日常生活上で視認されやすく**防災に興味が無い人でも浸水深や避難所などの情報を知る**ことができる
- **浸水深を感覚的に理解**できる

# 2. まるごとまちごとハザードマップ手引き改定の経緯

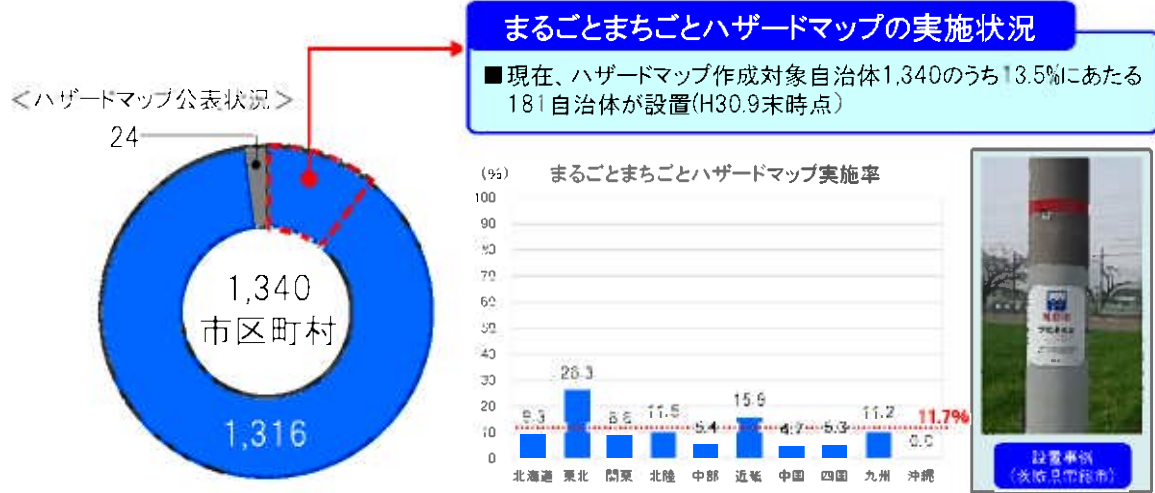


### 3. まるごとまちごとハザードマップの実施状況

まるごとまちごとハザードマップ対象自治体は、1340自治体(H30.9末時点)ですが、そのうちの**181自治体(実施率13.5%)**で実施されている状況です。

#### ハザードマップの作成・公表

- 国又は都道府県が指定・公表した浸水想定区域をもとに、市区町村が洪水予報等の伝達方法や避難場所を記したハザードマップを作成・公表
- 現在、ハザードマップ作成対象自治体1,340のうち98にあたる1,316自治体が公表済(H30.9現在)



### 4. 取組促進の課題(自治体の意見例)

まるごとまちごとハザードマップ未実施自治体の「取組を実施しない理由、取組を実施できない」理由として、「**まるごとまちごとハザードマップの効果がよくわからない**」\*という意見が挙げられています。

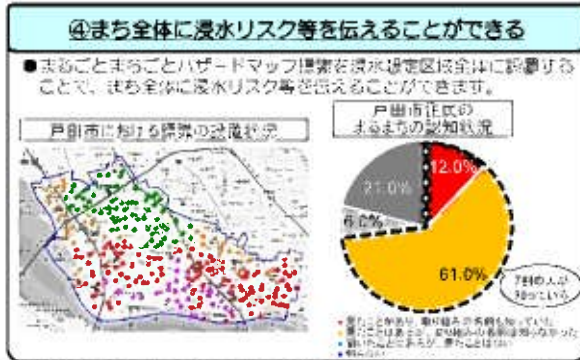
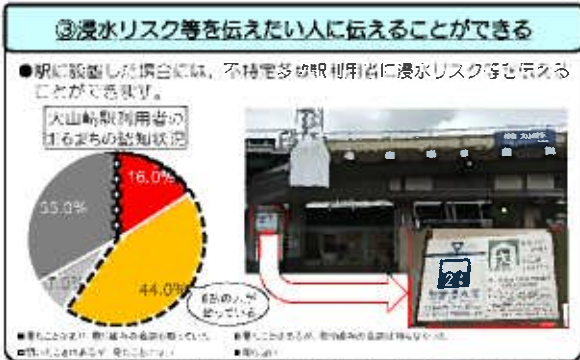
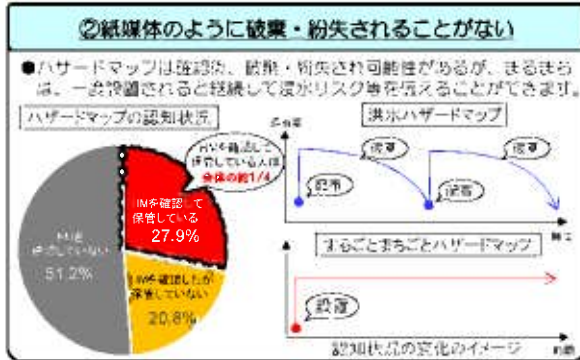
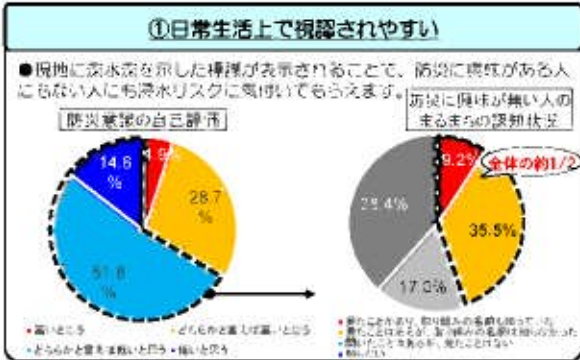
- まるごとまちごとハザードマップ実施が有効的な手法なのか分からないので、**実施による効果**を知りたい
- 洪水ハザードマップとまるごとまちごとハザードマップではどちらを優先して実施すべきか
- 実施するのはある一地域のみでもよいのか
- どのような場所に設置したら効果的か
- 設置による地域の抵抗感が心配

\*平成27年度に実施した「まるごとまちごとハザードマップ」未実施自治体へのヒアリング意見より整理

課題(自治体意見)

# 5. まるごとまちごとハザードマップ実施のメリット

住民へアンケート\*を実施して、まるごとまちごとハザードマップ実施のメリットをまとめました。

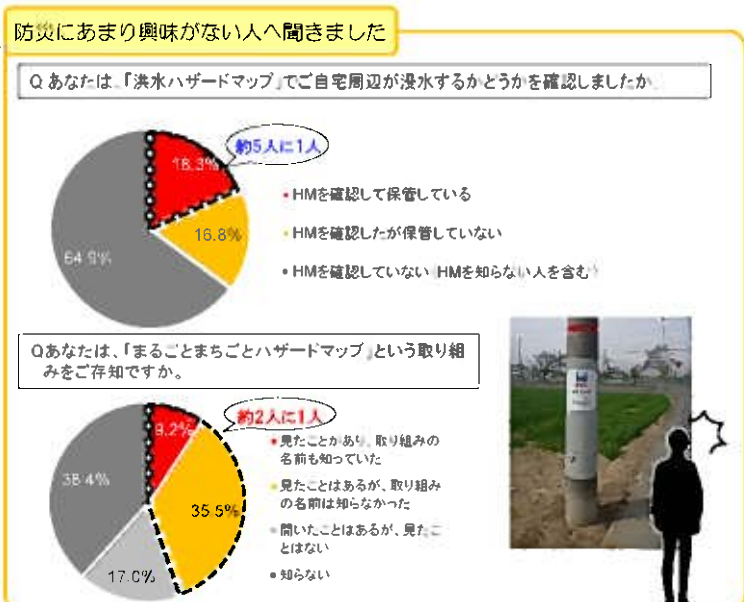
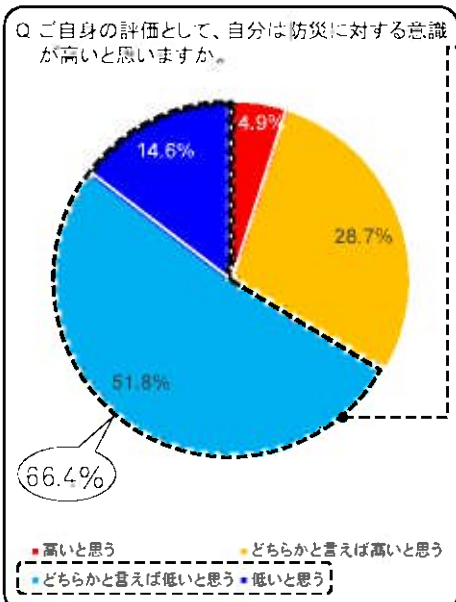


\*まるごととまちごとハザードマップを認識している13自治体（1900人）、県、市役所等の公共施設利用者（700人）にまるまちに關するアンケートを実施しました。

# 5. まるごとまちごとハザードマップ実施のメリット①

## ①日常生活上で視認されやすい

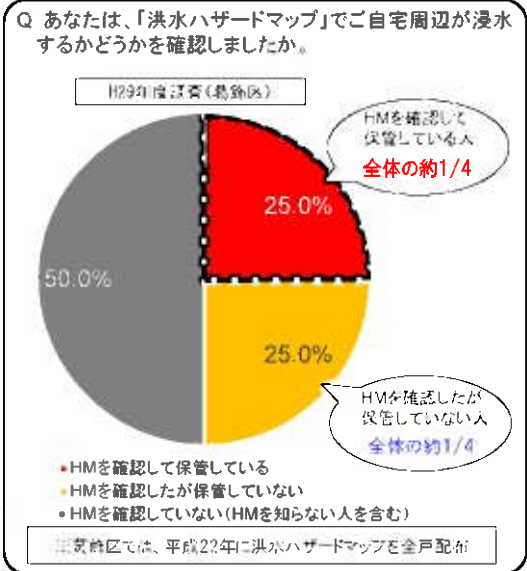
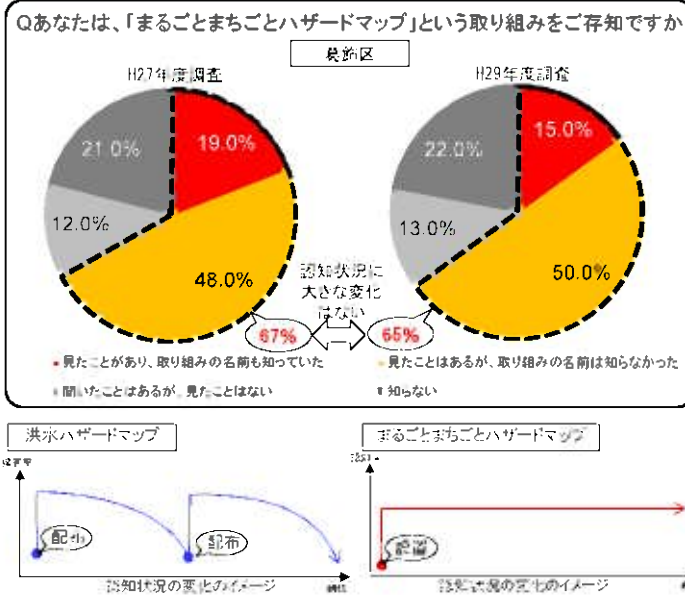
●自己評価で、防災に対する意識が低い（防災に興味がない）と回答した人は、全体の66.4%でした。  
 ●防災に興味がない人のうち、洪水ハザードマップを確認して保管している人は、約5人に1人（18%）でしたが、まるごとまちごとハザードマップの標識を見たことがある人は、約2人に1人（44.7%）と多いことが分かりました。  
 ⇒防災に興味がない人は、浸水リスクに気付かず、洪水ハザードマップを確認して保管するまでに至っていない人が少ない傾向にあると考えられます。一方で、まるごとまちごとハザードマップは、現地に設置されるため、日常生活上で視認されやすく、防災に興味がある人にもあまり興味がない人にも浸水リスクに気付いてもらえます。



## 5. まるごとまちごとハザードマップ実施のメリット②

### ②紙媒体のように破棄・紛失されることがない

- まるごとまちごとハザードマップは、標識は設置後に破損等が無い限り設置されたままになっていることから、常に浸水リスクを表示することができ、**認知状況にあまり変化はありません(例：葛飾区の認知状況の変化)**。
- なお、葛飾区の洪水ハザードマップの確認状況については、確認した人(全体の50%)のうち保管している人は25%で、約4人に1人がすぐに洪水ハザードマップを確認できる状態でしたが、残りの25%は洪水ハザードマップを保管しておらず、**すぐに確認できない状況にあることがわかりました。**
- ⇒洪水ハザードマップは、確認後に破棄・紛失される可能性があります。まるごとまちごとハザードマップは一度設置されると継続的に浸水リスクを伝えることができます。



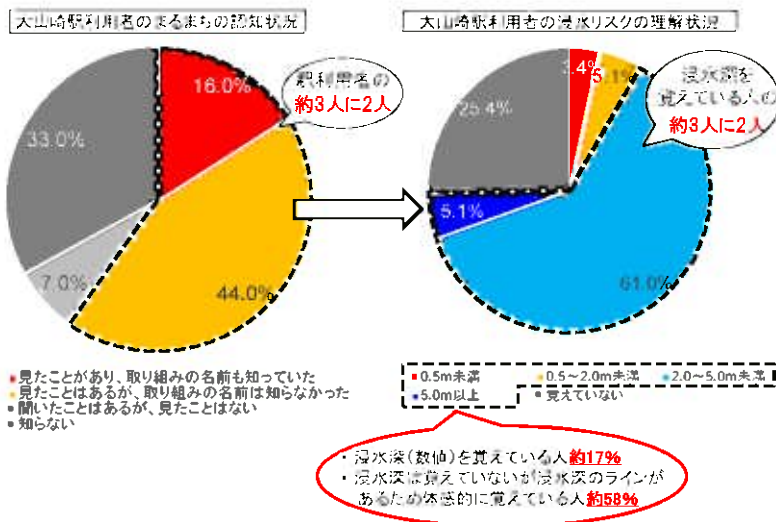
## 5. まるごとまちごとハザードマップ実施のメリット③

### ③浸水リスク等を伝えたい人に伝えることができる

- 阪急大山崎駅を利用する人のうち約3人に2人(約60%)は、阪急大山崎駅に設置されているまるごとまちごとハザードマップの標識を見たことがあると回答しています。また、そのうちの**74%の人は、駅周辺の浸水深を覚えていますが**(数値は覚えていないが体感的に覚えていると回答したひとを含む)。
- 阪急大山崎駅では、2.9mの浸水深標識が設置されていますが、2.0m未満と低く覚えている人は約8%少なく、浸水深を覚え知患る人のうち、約66%と約3人に2人は、**浸水する際には、2.0m以上浸水する可能性がある」と認識しており、浸水リスクを伝わっていることがわかりました。**
- ⇒このように、駅に設置した場合には、不特定多数の駅利用者に浸水リスク等を伝えることができ、**伝えたい人を明確にし、その人が利用する施設へ設置することで伝えたい情報を伝えることができます**(例えば、地域の学生に伝えたい場合は学校 等)。



※アンケートは、阪急大山崎駅に設置している標識の写真は見せない条件で実施しています。

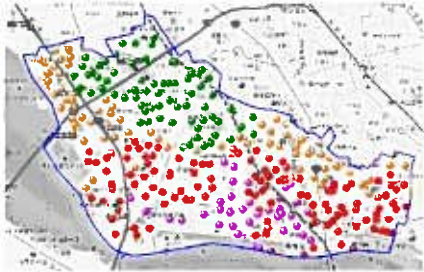


## 5. まるごとまちごとハザードマップ実施のメリット④

### ④まち全体に浸水リスク等を伝えることができる

- ・戸田市では、標識を浸水想定区域全体に数多く設置しており、**認知度は73%と高く、住民の約3人に2人は「まるまち」を知っていることが分かりました。**
- ・なお、洪水ハザードマップを確認して、保管している人は約3人に1人（約29%）という状況でした。
- ⇒**標識を浸水区域内全体に設置することで、まち全体に浸水リスク等を伝えることができます。**

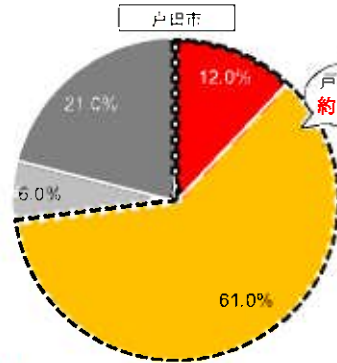
戸田市における標識設置状況



戸田市における設置標識例

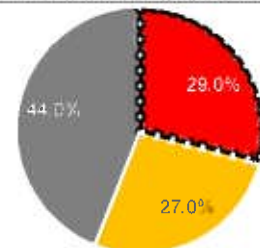


Q あなたは、「まるごとまちごとハザードマップ」という取り組みをご存知ですか。



- 見たことがあり、取り組みの名前も知っていた
- 見たことはあるが、取り組みの名前は知らなかった
- 聞いたことはあるが、見たことはない
- 知らない

<参考> 戸田市の洪水ハザードマップの確認状況



- HMを確認して保管している
- HMを確認したが保管していない
- HMを確認していない（HMを知らない人を含む）

## 5. まるごとまちごとハザードマップ実施のメリット④

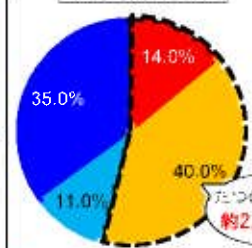
### ④まち全体に浸水リスク等を伝えることができる

- ・たつの市では、市役所、学校、公民館等の**公共施設**に標識を設置しており、**市内の浸水想定区域全体に広域的に設置されています。設置数は多くありませんが(36箇所)**まるごとまちごとハザードマップの認知度は、**約54%と住民の2人に1人が知っている**状況です。
- ・なお、たつの市の洪水ハザードマップの確認状況としては、約5人に1人(19%)が洪水ハザードマップを確認して保管している状況でした。
- ⇒**設置数が多くなくても浸水想定区域全体に標識を設置することで、住民のまるごとまちごとハザードマップの認知度が高くなります**
- ⇒**公共施設**は、設置の際に外部調整が不要のため設置が比較的容易であり、**市内にも点在していることから、浸水想定区域全体に標識を設置する際の有効な設置場所**となります
- ⇒さらに、学校へ設置した場合には、出前講座等の防災教育にも活用できます。

たつの市 設置位置図

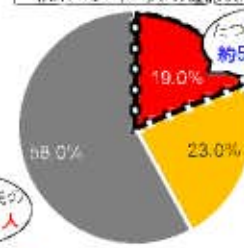


まるまちな認知度



- 見たことがあり、取り組みの名前も知っていた
- 見たことはあるが、取り組みの名前は知らなかった
- 聞いたことはあるが、見たことはない
- 知らない

洪水ハザードマップの確認状況



- HMを確認して保管している
- HMを確認したが保管していない
- HMを確認していない（HMを知らない人を含む）

小学校に設置したまるごとまちごとハザードマップの標識を、出前講座等の防災教育で活用できます。  
(取組事例集-巻別132)

徳川河川事務所提供資料

## 6. 住民によるまるごとまちごとハザードマップの評価

- ・まるごとまちごとハザードマップ」が実施されることについて、**約84%の人が「良いと思う」と**回答しており、取組に対して賛成の意見が多いです。
- ・また、「必要無い」と回答した人は約4%と少数であり、標識が設置されることに対する抵抗感は少ないようです。

Q まるごとまちごとハザードマップの取り組みが行われることについてどう思いますか。

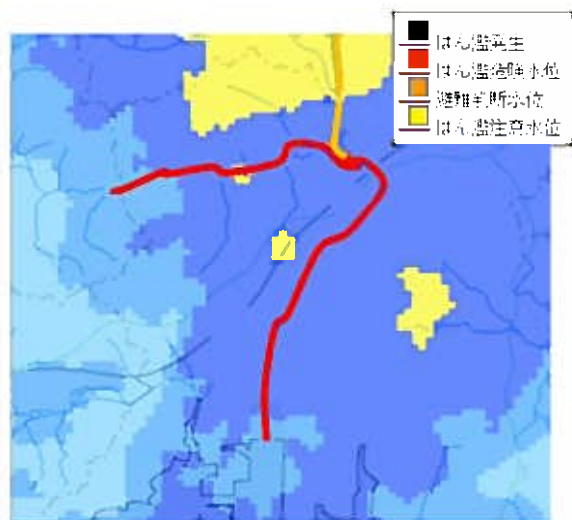




# 水害リスクラインによる地先毎の危険度情報の提供

- 令和元年9月11日より、災害の切迫感を分かりやすく伝える取組みの一つとして、上流から下流まで連続的に洪水の危険度が分かる「水害リスクライン」による水位情報の提供を開始しました。
- 「水害リスクライン」は、概ね200m毎の水位の計算結果と堤防高との比較により、左右岸別に上流から下流まで連続的に洪水の危険度を表示することが可能となります。
- 自分がいる付近の川の危険度が明確となるので、迫り来る洪水の危険を自分の事ごととして認識し、避難行動をとるきっかけとなることが期待されます。

水位観測所の水位で代表して、一連区間の危険度を表示



「川の防災情報」の表示例

左右岸別、上下流連続的に地先ごとの危険度を表示



※計算値により危険度を評価していることから、「水害リスクライン」が示す河川の様子は、実際の状況と異なる場合があります。



本省HP :

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/sai-gai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



## 要配慮者利用施設における避難確保計画作成推進に向けた地方公共団体の取組事例集

国土交通省 水管理・保全局  
河川環境課 水防企画室  
平成31年3月

# 出水時における迅速な避難に寄与した事例

- 埼玉県川越市の川越キングスガーデンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する避難確保計画を作成しており、毎年、避難訓練を実施
- 平成30年11月の関東地方整備局、埼玉県及び川越市等による「避難確保計画作成の講習会（前期・後期）」に参加し、平成31年1月に避難確保計画を見直し・提出
- 令和元年10月の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練に基づき、迅速な避難行動を実施し、職員、利用者100人全員が無事避難

## 【川越キングスガーデン】

- ・避難確保計画を作成（平成29年）
- ・避難訓練の実施（毎年実施）
- ・避難確保計画作成の講習会に参加（平成30年11月）
- ・避難確保計画の見直し・提出（平成31年1月）



令和元年10月の台風第19号では、避難確保計画及び毎年の避難訓練に基づき、迅速な避難を実施し、職員・利用者全員が無事避難

## 台風第19号時の川越キングスガーデンの対応

- |           |   |
|-----------|---|
| 12日 10時頃  | 重篤者の移動、避難のための準備を開始<br>職員24人待機、水位・雨量情報収集 |
| 13日 2時頃   | 避難開始、川越市に避難開始の報告                        |
| <b>氾濫</b> | 川越市より越辺川破堤の情報提供                         |
| 13日 4時頃   | 避難完了、川越市へ報告                             |
| 13日 夕方    | 警察等により、近傍の避難所へ全員避難                      |



【従来】浸水想定区域図は、

- ・河川ごとに公表された図面を別々に見る必要
- ・複数の想定破堤点の重ね合わせ図で破堤点が不明  
(破堤点不明のため確認すべき水位観測所も不明)
- ・浸水深が幅のある色表示で、正確な浸水深が不明

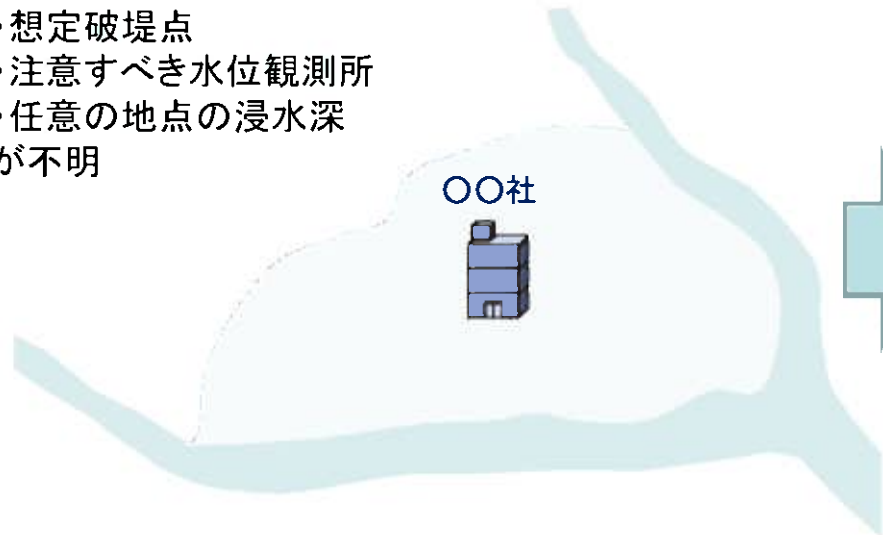
といった課題がありました。

【地点別浸水シミュレーション検索システム】では、以下が可能となります。

- ・任意の地点(建物)から、浸水想定区域を逆引き検索可能
- ・想定破堤点別の浸水領域が検索可能
- ・想定破堤点に係る水位観測所の水位情報が検索可能
- ・任意の地点の浸水深を数値で表示
- ・時系列の浸水領域が表示可能

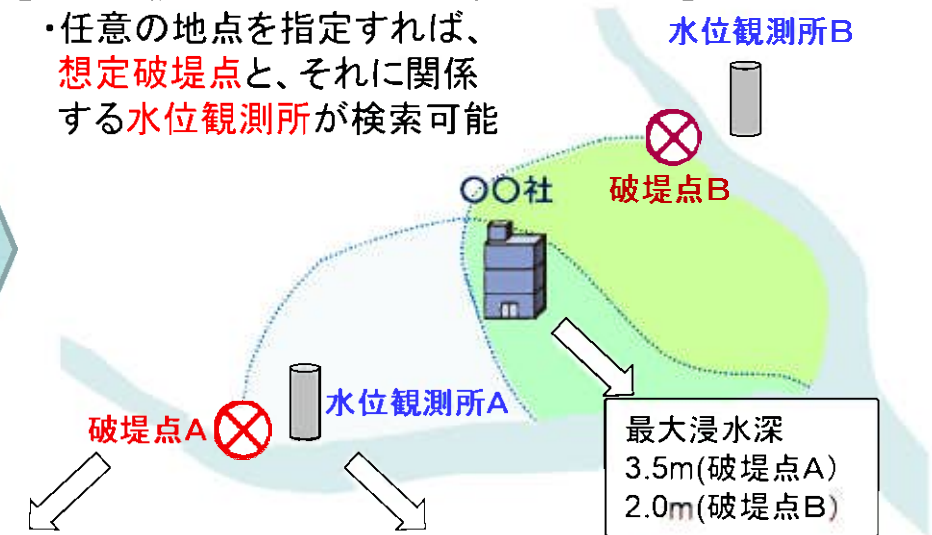
【従来】浸水想定区域図

- ・想定破堤点
- ・注意すべき水位観測所
- ・任意の地点の浸水深が不明



【地点別浸水シミュレーション検索システム】

- ・任意の地点を指定すれば、想定破堤点と、それに関する水位観測所が検索可能



想定破堤点別に時系列の浸水領域が検索可能

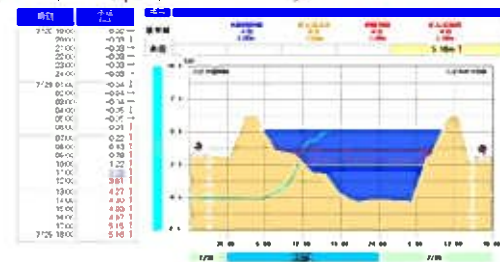
破堤1時間後



破堤3時間後



注意すべき水位観測所の水位情報が検索可能  
(川の防災情報へリンク)



# 水害ハザードマップ作成の手引き

～効果果的な避難行動に直結する水害リスク情報を周知するために～

## 「水害ハザードマップ作成の手引き」の改定（平成28年4月） 背景と改訂のポイント

### 背景

- 平成27年水防法改正により、**想定最大規模の降雨・高潮に対応した浸水想定**を実施し、これに応じたハザードマップの改定が必要となった
- 平成27年9月関東・東北豪雨災害では、多数の住民が取り残され救助されるなど、**ハザードマップが配布されていても見ていなかった**
- 従前のハザードマップに記載されている浸水深・避難場所等の情報だけでは**避難行動に結びつかなかった**

### 改定のポイント

- ◇ 平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、市町村において**「早期の立ち退き避難が必要な区域」**を検討し、これを**水害ハザードマップに明示**するよう、手引きに記載
- ◇ 地域により発生する水害の要因やタイミング、頻度、組み合わせは様々に異なることから、**市町村が事前に「地域における水害特性」等を十分に分析**することを推奨
- ◇ 利活用シチュエーションに応じた**「住民目線」の水害ハザードマップ**となるよう、**「災害発生前にしっかり勉強する場面」、「災害時に緊急的に確認する場面」**を想定して水害ハザードマップを作成するよう手引きに記載

## 「水害ハザードマップ作成の手引き」の構成

※ 国土交通省ホームページより入手可

### 第1章 総説

- 1.1 水害ハザードマップの**あり方**
- 1.2 水害ハザードマップの**構成**
- 1.3 対象とする水害
- 1.4 水害ハザードマップ作成・利活用の流れ
- 1.5 水害ハザードマップ作成・利活用における主な役割分担
- 1.6 水害ハザードマップの検証及び見直し
- 1.7 用語の定義

### 第2章 水害ハザードマップの作成にあたっての**基本事項**の検討

- 2.1 **地域における水害特性・社会特性の分析**
- 2.2 想定最大規模の水害に対する避難の検討
- 2.3 **早期の立ち退き避難が必要な区域**の検討
- 2.4 市町村界を越えた広域的な避難の検討
- 2.5 水害ハザードマップにおける複数災害の取扱いに関する検討

### 第3章 水害ハザードマップの**作成方法**

- 3.1 利活用シチュエーションの検討
- 3.2 水害ハザードマップの作成範囲（表示区域）
- 3.3 水害ハザードマップの縮尺
- 3.4 地図面での記載事項
- 3.5 情報・学習編での記載事項
- 3.6 多言語対応
- 3.7 作成時の注意事項
- 3.8 水害ハザードマップの作成支援

### 第4章 水害ハザードマップの**公表・活用方法**

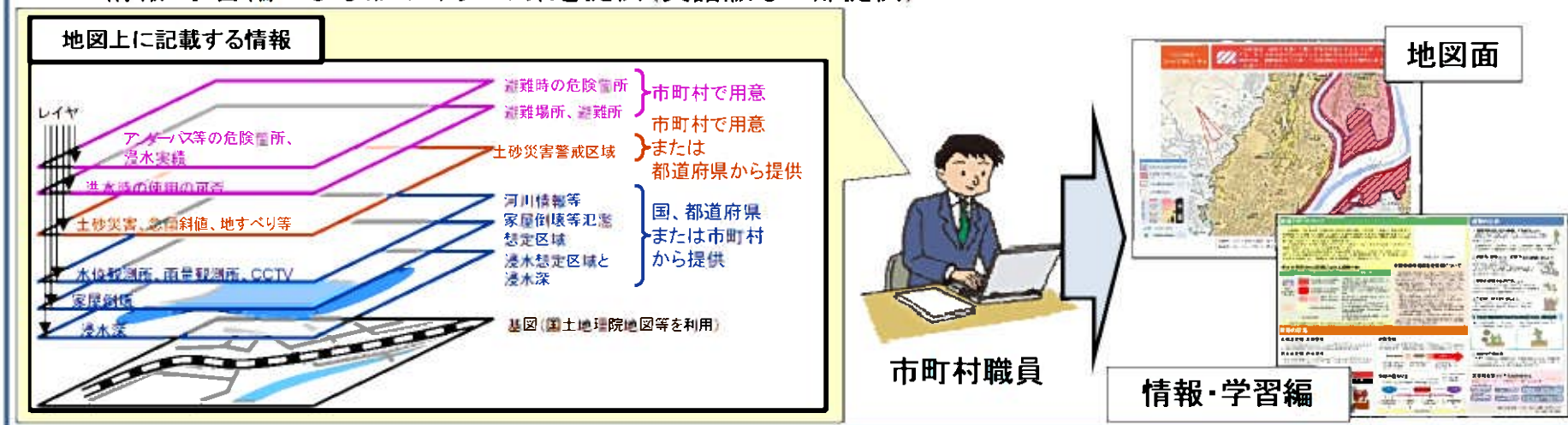
- 4.1 周知・活用の重要性
- 4.2 周知方法
- 4.3 多様な主体と連携した水害ハザードマップの利活用
- 4.4 避難の実効性を高めるための工夫

# 水害ハザードマップ作成支援ツール

- ▶ 市町村における水害ハザードマップ作成の負担軽減のため、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップ(地図面、情報・学習編)を容易に作成できるツールを構築。
  - ✓ ただし、平時における住民の理解促進や緊急時にも役立つハザードマップとなるよう、各市町村で地域の特性に応じたさらなる工夫を行うことが必要。
- ▶ 国土交通省HPにて無償で公開。(平成28年4月～ 提供開始)

## 水害ハザードマップ作成支援ツールの概要

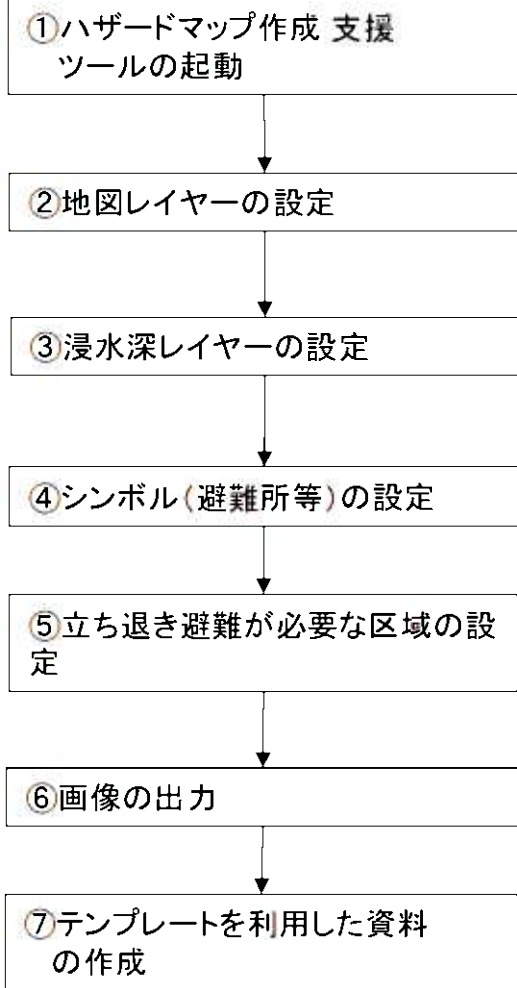
- ✓ 国や県、市町村から提供される浸水想定区域図を地図上に反映
- ✓ 避難場所、地下街等、要配慮者施設等の名称・位置を入力することで、地図上に反映
- ✓ 「早期の立退き避難が必要な区域」や危険なアンダーパス等の情報も同様に地図上に反映
- ✓ 上記内容や凡例等を地理院地図へ重ね合わせた水害ハザードマップの地図面をファイルに出力
- ✓ 情報・学習編のひな形やイラスト集を提供(英語版も一部提供)



# 水害ハザードマップ作成支援ツール操作説明動画(約8分)

- 市区町村における水害ハザードマップ作成の負担軽減のため、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップ(地図面・情報学習面)を容易に作成できる「ハザードマップ作成支援ツール」を国土交通省HPにて無償で公開中
- 「ハザードマップ作成支援ツール」の使い方動画(約8分)を公表([https://www.mlit.go.jp/river/basic\\_info/jigyo\\_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html](https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html))
- ハザードマップ作成支援ツールの起動からハザードマップ作成までの一連の作業工程を動画にて説明

## 動画の流れ



## 動画イメージ



## タイトル画面



## ② 地図レイヤーの設定



## ④シンボル(避難所等)の設定

## 作成イメージ



## 神奈川県大磯町の事例

平成30年4月5日

三次市総務部危機管理課

---

## 浸水時緊急退避施設の使用に関する 協定調印式の開催について

---

三次市では、災害時における避難所の充実に取り組んでおります。

三次市内において、国が示している最大規模の豪雨による水害が発生した場合、浸水する深さが7メートルを超えると想定されるため、緊急的な退避施設として、各施設と三次市において協定の締結を行うものです。

この度、浸水想定区域内にある3階建て以上の施設として7事業所のご同意を得ましたので、次の日程により協定の調印式を行います。

- 1 日時 平成30年4月10日（火）13時30分から
- 2 場所 三次市役所 6階 601, 602会議室
- 3 内容 浸水時緊急退避施設の使用に関する協定調印式
- 4 添付書類 協定締結事業所一覧

事業所側出席者

各施設（事業所）代表者 計7名

市側出席予定者

市長 副市長 他

市議会議長 副議長 他

---

本件に関するお問い合わせ先

---



三次市 総務部 危機管理課 （担当／白附）

電話番号:0824-62-6116 FAX番号:0824-62-2951

E-mail:kikikanri@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号



## (1) 浸水時緊急退避施設とは

三次市内において大規模な水害が発生した場合に、浸水から逃れるため、緊急的に退避する施設です。国が示した最大規模の豪雨による水害が発生した場合、十日市地区、三次地区では、浸水する深さが7メートルを超えると想定されています。

## (2) 選定基準

十日市地区、三次地区は、国が示した最大規模の豪雨による水害が発生した場合、浸水する深さが7メートルを超えると想定されるため、地区内にある3階建て以上の施設を緊急的な退避施設として選定し、施設を管理する団体等に承諾を得ています。

## (3) 協定締結施設

	退避施設名	退避場所	団体名	施設管理者
1	CCプラザ立体駐車場	4階、5階、 屋上	協同組合 三次ショッピングセンター	代表理事 木村 易三
2	サングリーン	屋上駐車場	協同組合 サングリーン	理事長 沖 東洋治
3	ディア・レスト三次	屋上階	株式会社 ディア・レスト三次	代表取締役 藤川 泰成
4	三次農協会館 本館	本館屋上	三次農業協同組合	代表理事組合長 新田 靖
5	三次地区医療センター	6階屋上、 5階リハビリ室 (雨天等)	一般社団法人 三次地区医師会	病院長 安信 祐治
6	ビクトリー・三次グランド ホテル立体駐車場	3階以上	有限会社 ビクトリー観光	代表取締役社長 安本 政基
7	備北地区消防組合 消防本部・三次消防署	屋上	備北地区消防組合	消防長 久保井 正司

令和元年10月23日

総務部 危機管理課  
 (市民防災プロジェクト)

## 「災害時における一時避難場所としての使用に関する協定」の締結について

次のとおり、三菱・日立パワーシステムズ株式会社と「災害時における一時避難場所としての使用に関する協定」の締結に係る調印式を行います。

### 1 趣 旨

昨年の豪雨の際の住民避難において、呉市の指定する避難所までの経路が各所で断たれ、又は危険な状態になるなど、避難所へ安全に避難することが困難なケースがあったことから、住民に身近な民間施設を一時的な避難場所として活用するものです。

### 2 協定の内容

豪雨や台風等の土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある事態において、晴海町及び瀬戸見町の地域住民が、三菱・日立パワーシステムズ株式会社が所有する「うるめ荘（呉市瀬戸見町14番4号）」を一時避難場所として使用する際の具体的な取り決めについて定めたものです。

### 3 調 印 式

- (1) 日 時 令和元年10月25日(金) 10時～
- (2) 場 所 呉市役所4階 市長会議室

## 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針(R1.12.12)

- 第2回検討会議(R1.12.12)において、了承され同日に、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が発出された。(基本方針については、別紙3 参照)

以下、基本方針抜粋

先般の台風第19号等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において**既存ダム(利水ダム含む)の有効貯水容量を洪水調節に最大限活用**できるよう、**関係省庁の密接な連携の下**、速やかに必要な措置を講じることとし、既存ダムの洪水調節機能の強化を図る。

※関係省庁

⇒内閣府・国土交通省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・資源エネルギー庁・気象庁



ダム管理者など関係者が相互に協力し、密接に連携し取り組む

## 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針(R1.12.12)

- 基本方針において、「治水協定の締結」「河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備」「事前放流等に関するガイドラインの整備と操作規程等への反映」「工程表等の作成」「予測精度向上等に向けた技術・システム開発」の項目において、速やかに必要な措置を講じることと定められた。

### (1) 治水協定の締結

- 令和2年5月までに、**一級河川を対象に、水系毎に治水協定を締結。**  
二級河川についても、国と地方の協議等を通じて、順次、水系毎の治水協定の締結を推進する。

### (2) 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備

- 治水協定に基づき、緊急時対応に必要となる各ダムの水位や流入量・放流量などの防災情報等のリアルタイムデータを河川管理者である国土交通省(地方整備局等)に集約し、適宜関係者間で共有し、情報網を整備する。

### (3) 事前放流等に関するガイドラインの整備と操作規程等への反映

- 国土交通省が、新たに定めるガイドラインに基づき、各ダムの施設能力や情報共有状況等に応じて、速やかに、事前放流の操作方法等を全ての既存ダムの操作規程等に反映する。

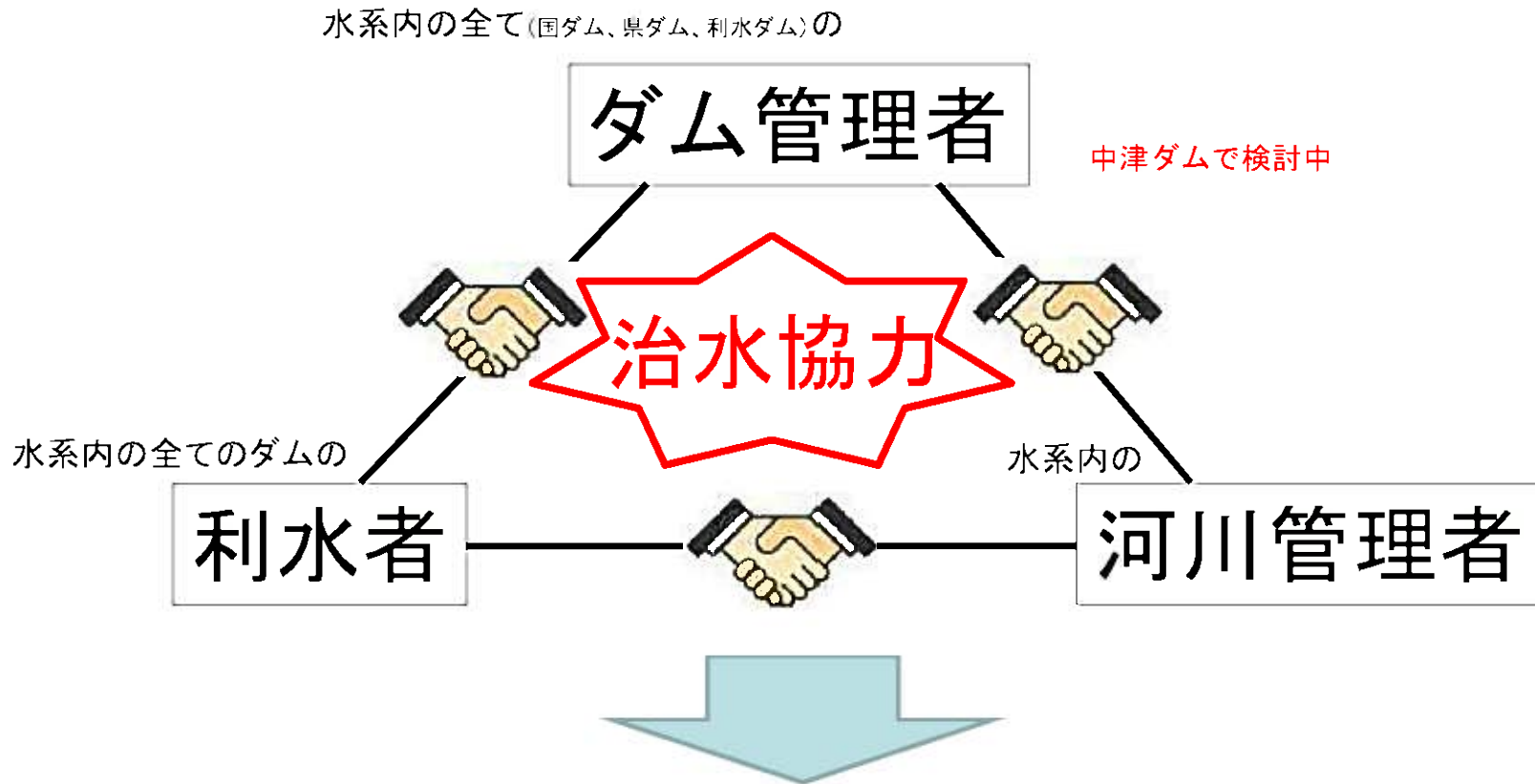
### (4) 工程表等の作成

- 既存ダムの利水容量の洪水調節への最大限の活用を可能とするため、ソフト対策及びハード対策を有効に組み合わせた工程表を水系毎に作成する。  
二級河川についても、国と地方の協議等を通じて、順次、水系毎の工程表の作成を推進する。

### (5) 予測精度向上等に向けた技術・システム開発

## 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針－(治水協定①)

- 水系毎に河川管理者である国交省等(中国地整等)と全てのダム管理者及び関係利水者(ダムに権利を有する者)との間に治水協定を締結し水系毎にダムの統一的な運用を図る。



上記の3者が治水協力を約束した**治水協定を水系毎に締結！！**  
(1水系1協定とする。)

## ◆趣旨(案)

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく減災の取組の一環として、流域全体・官民連携での「河川内樹木伐採の推進」により、河川の流下能力維持を図るとともに、河川産物の地域利用促進、建設発生木材の排出量削減の一助とする。

## ◆手法(案)

現在実施している公募伐採をより推進していくための課題である「事業者等が必要とする木質バイオマスの安定供給」を可能とすべく、マッチング調整に必要となる地域内の河川内樹木等木質バイオマスの供給と需要に関する情報を共有・提供するプラットフォーム(PF)を設置し、マッチング調整の円滑化、公募伐採の推進を図る。

## ◆調整状況

【R元年8月～R2年3月】

- 「局長・知事市長懇談会」、「土木部長会議」、「河川課長会議」、「建設副産物対策連絡委員会」、「地方公共団体建設技術試験研究機関連絡協議会」などの場を活用して、中国地方5県2市に横断的な呼掛けを実施。
- 民間事業者等の意見聴取中(鳥取県倉吉市、島根県益田市・江津市・美郷町、岡山県真庭市、広島県広島市等)
- 流域市町村への呼掛け(各水系減災協議会、その他)

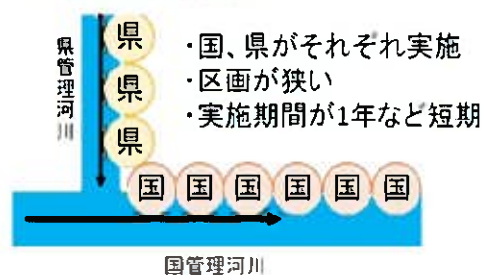
## ◆今後の予定

- 江の川下流域(島根県内)において、国(河川部・事務所)・県・市、バイオマス発電燃料供給事業者(島根県素材流通共同組合)による勉強会を、令和2年2月3日に開催。(5月以降に第2回を予定)
- 次年度に、PF設立準備会開催・PF設立、次年度公募開始を目指して調整を図る予定。
- 同様に、他地域へも横展開を図る方針。

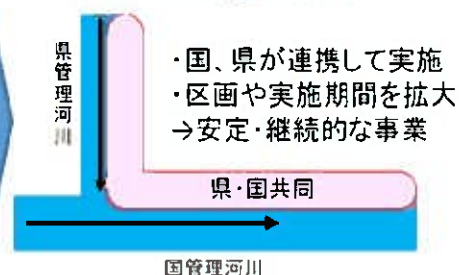
## 【企業ニーズを踏まえた柔軟な対応】

- 伐採する範囲や期間について、企業側のニーズを踏まえて柔軟に設定。安定して継続的な事業ができる環境を整えることで、民間企業による樹木伐採を推進する。

### ● 従来の公募伐採



### ● 企業ニーズを踏まえ伐採



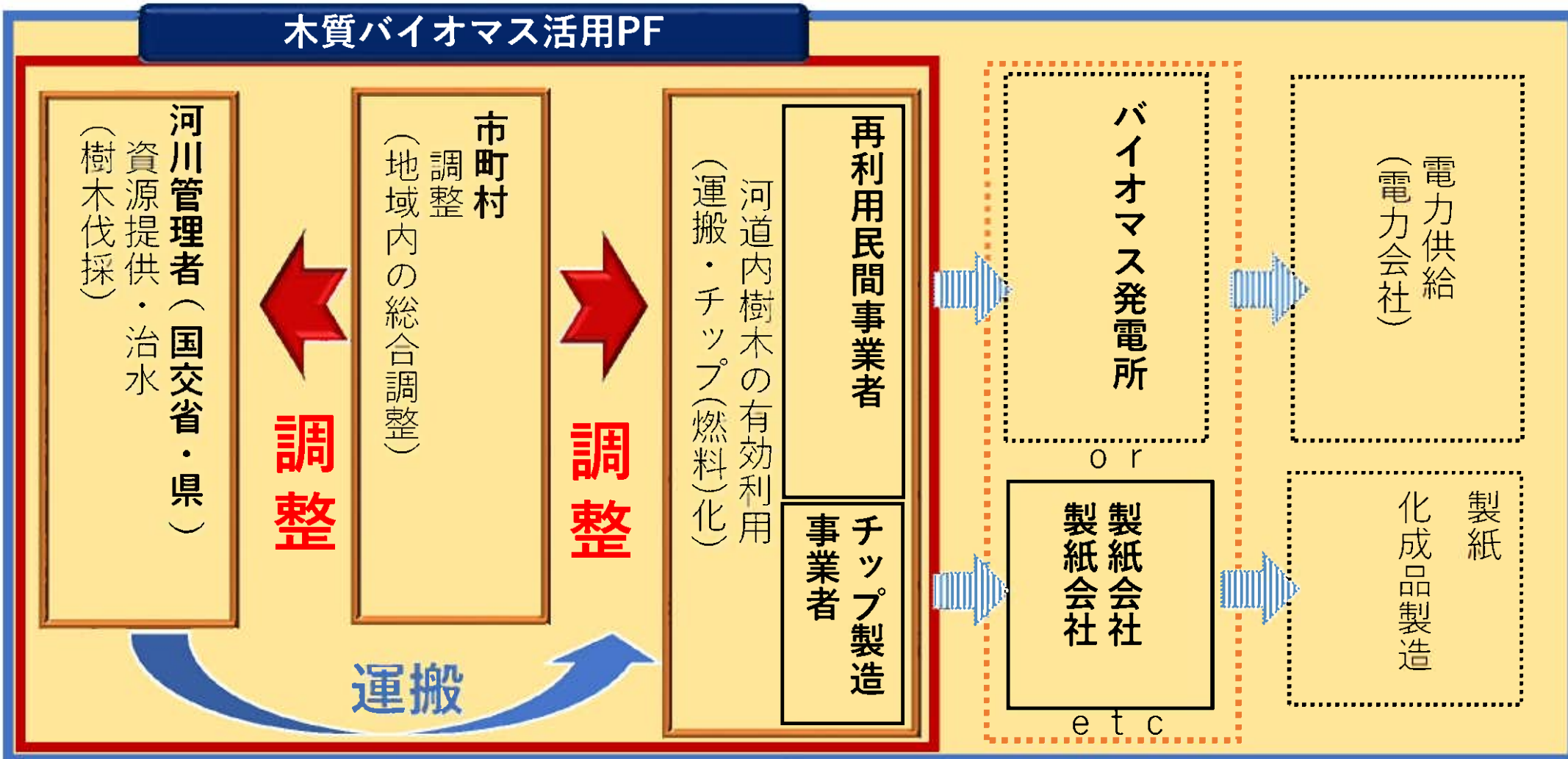
企業ニーズに対応した公募規模の見直し例

# 官民協働の事業スキームによる河道内樹木の有効利用

## 【検討中のビジネスモデル例】

- 取組を推進するにあたり地域が抱く心配事等を地公体が調整役となり、地域と河川管理者及び関係事業者等がWin-Winの関係となるような、官民協働の事業スキームによる河道内樹木の有効利用を検討
- 木質バイオマスを扱う事業者等と河川管理者が連携し、河道内樹木を資源活用するビジネスモデルを検討

### 木質バイオマス活用PF



# 中国地方(小田川)発!! 樹木の再繁茂を抑制する河川空間利用の促進

- 小田川の河川敷では、延長約10km、面積約50haが牧草地として利用され、樹木の再繁茂を抑制している。その他にも、市民活動を含め河川敷の更なる利用拡大も図られようとしている。
- 中国地方整備局は、小田川での取り組みを中国地方整備局が管理する全河川において展開し、牧草地や公園などの河川敷の利用を拡大して「防災・減災・国土強靱化のための緊急3か年対策」として実施している樹木伐採後の再繁茂抑制などに役立てていく。
- 地域のニーズを踏まえて河川敷の利用拡大を図っていくために、「大規模氾濫時の減災対策協議会」などを通じて関係市町村と情報交換を行うとともに、ニーズを掘り起こすための公募を実施する。

## ■ 小田川における牧草地としての河川利用の現状



## ■ 河川敷利用・占用拡大の取組み

「大規模氾濫時の減災対策協議会」などを通じて関係市町村と情報交換

ニーズを掘り起こすための公募

小田川のみならず、中国地方整備局が管理する全河川において展開を図る。

■ 利用範囲(～H30年11月)  
■ 拡大範囲(H30年12月)



牧草地の状況(小田川国管理区間 5K100～6K400)



# 公募実施



お知らせ

記者発表資料 令和元年 10月25日

## ■同時発表先

合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

## 樹木の再繁茂抑制に資する河川空間の利用者を募集します。

### ～ 全国初！河川空間の利用者を大募集 ～

中国地方整備局が「防災・減災・国土強靱化のための緊急3か年対策」として実施している河川内の樹木伐採により、新たに多くのオープンスペースが創出されます。創出されたスペースを活用し、河川への親しみや魅力的な地域づくりに繋げるため、利用可能な河川空間を広く地域の方々にお知らせし、新たな利用ニーズを掘り起こすと共に、樹木の再繁茂対策にも役立てるため、試行するものです。

#### ○募集スケジュール等

- ・応募締切 令和2年1月24日（金）
- ・選定通知 令和2年2月14日（金）以降
- ・河川法申請手続き 令和2年2月末まで
- ・利用期間 令和2年4月以降の標準1年間（1年未満の利用応募を妨げない）

○募集する利用用途は、公園や運動場、河川教育・学習広場といった利用のほか、牧草採草地などを想定しており、最も公益性の高いと判断した利用者を選定します。

選定した者に河川空間を活用して頂くと共に、利用に伴う定期的な清掃活動や採草作業などにより再繁茂抑制も図ろうとするものです。

# 公募結果

## 【応募】

2件：高梁川(UAV練習場)  
吉井川(ラジコン飛行場)

- ・5/21現在、占用申請に向け事務手続き中。
- ・吉井川については、除草費用がネックとして辞退。

## (占用の目的)

樹木の再繁茂抑制(UAV練習場)

## 【市町担当者からの改善提案】

- ・公募期間を通年とする。
- ・実例や想定される利用形態や利用主体を具体的に提示
- ・承認、許可などの簡素化
- ・河川管理者が利用箇所への進入路等整備

## 【R2年度の予定】

- ・事務所、市町、応募者等から寄せられた意見を踏まえ、見直し、公募を実施。

令和2年5月21日  
府政防第939号  
消防災第87号  
健感発0521第1号

各 { 都道府県 }  
      { 保健所設置市 }  
      { 特別区 }  
      防災担当主管部(局)長  
      衛生主管部(局)長           殿

内閣府政策統括官(防災担当)付  
参事官(避難生活担当)  
消防庁国民保護・防災部  
防 災 課 長  
厚生労働省健康局  
結核感染症課長

#### 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年4月1日付け府政防第779号他)及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」(令和2年4月7日付け事務連絡)等を発出したところです。

これらの通知及び事務連絡等においては、十分なスペースの確保、発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保等について助言したところですが、このたび、これらの対応の検討に資するよう、新型コロナウイルス感染症対応時の避難所全体のレイアウト・動線、健康な者の滞在スペースのレイアウト、発熱・咳等の症状が出た者や濃厚接触者をやむを得ずそれぞれ同室にする場合のレイアウトの例について作成しましたので、平時の事前準備及び災害時の対応を行うに当たっての参考としていただくようお願いいたします。

なお、この資料は、今後、新型コロナウイルス感染症の状況や新たに得られた知見等を踏まえ、更新されるものであることを申し添えます。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

#### <連絡先>

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)付  
赤司、長谷川、秋吉、山元  
TEL 03-3501-5191(直通)

消防庁国民保護・防災部防災課  
神田、富野  
TEL 03-5253-7525(直通)

厚生労働省健康局結核感染症課  
加藤、輝原  
TEL 03-3595-2257(直通)

# 新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

R2. 5. 20  
第1版

専用階段、専用トイレの確保をする。《専用階段については、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な者との兼用は不可。》

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

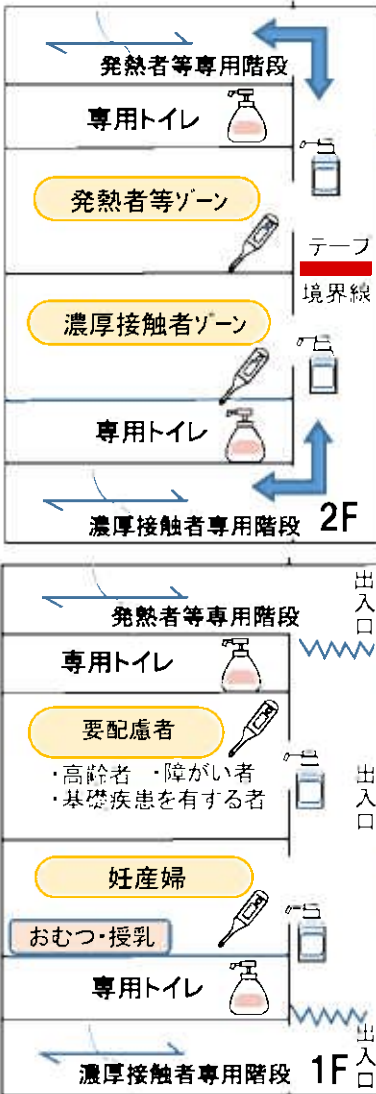
**軽症者等（一時的）**  
・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましい。

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる者の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

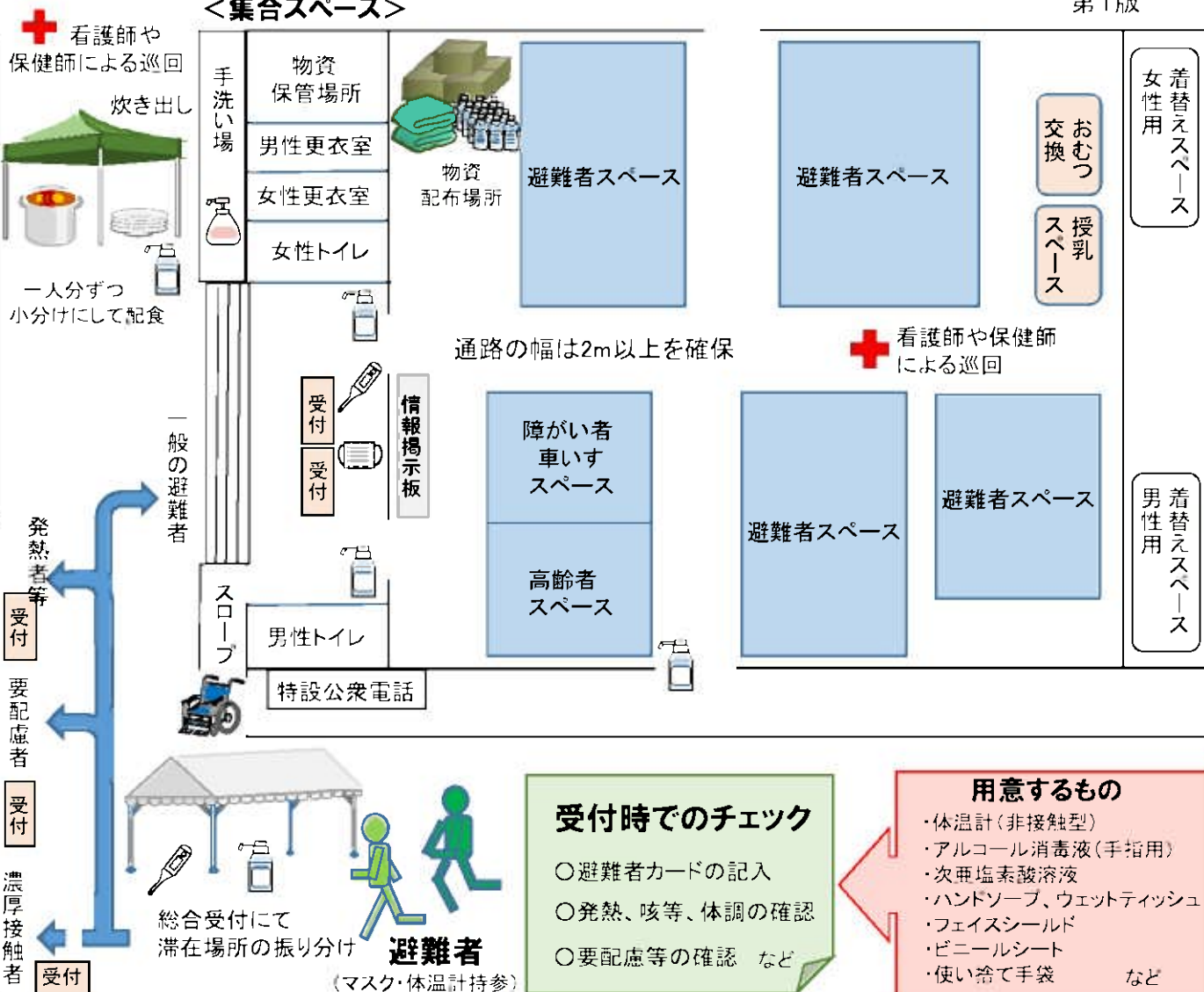
・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一般地内の別の建物とする。  
一回一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風出等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

## 〈専用スペース〉



## 〈集合スペース〉



**受付時でのチェック**

- 避難者カードの記入
- 発熱、咳等、体調の確認
- 要配慮等の確認 など

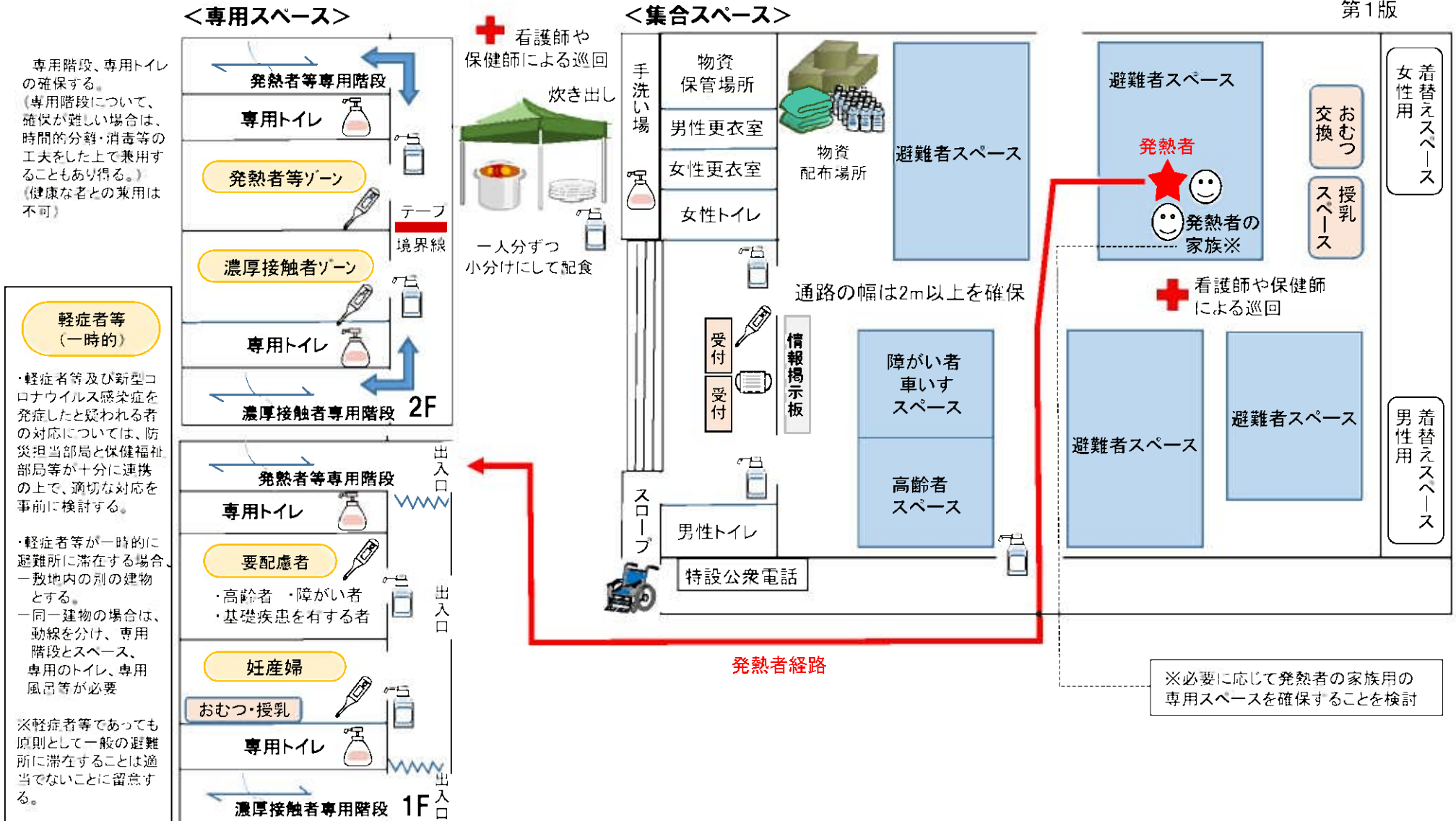
**用意するもの**

- ・体温計（非接触型）
- ・アルコール消毒液（手指用）
- ・次亜塩素酸溶液
- ・ハンドソープ、ウェットティッシュ
- ・フェイスシールド
- ・ビニールシート
- ・使い捨て手袋 など

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

# 新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

R2. 5. 20  
第1版



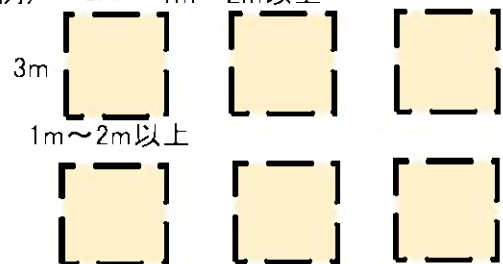
※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

## 健康な者の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

- 体育館のような広い空間において、健康な者が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

### テープ等による区画表示

(例) 3m 1m~2m以上

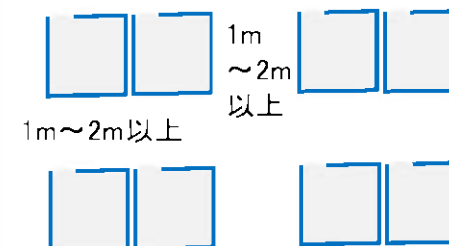


- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける

※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

### テントを利用した場合

(例)

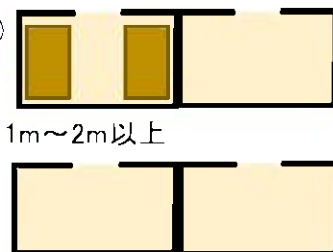


- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策に十分注意することが必要

### パーティションを利用した場合

○ 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにするのが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

(例)

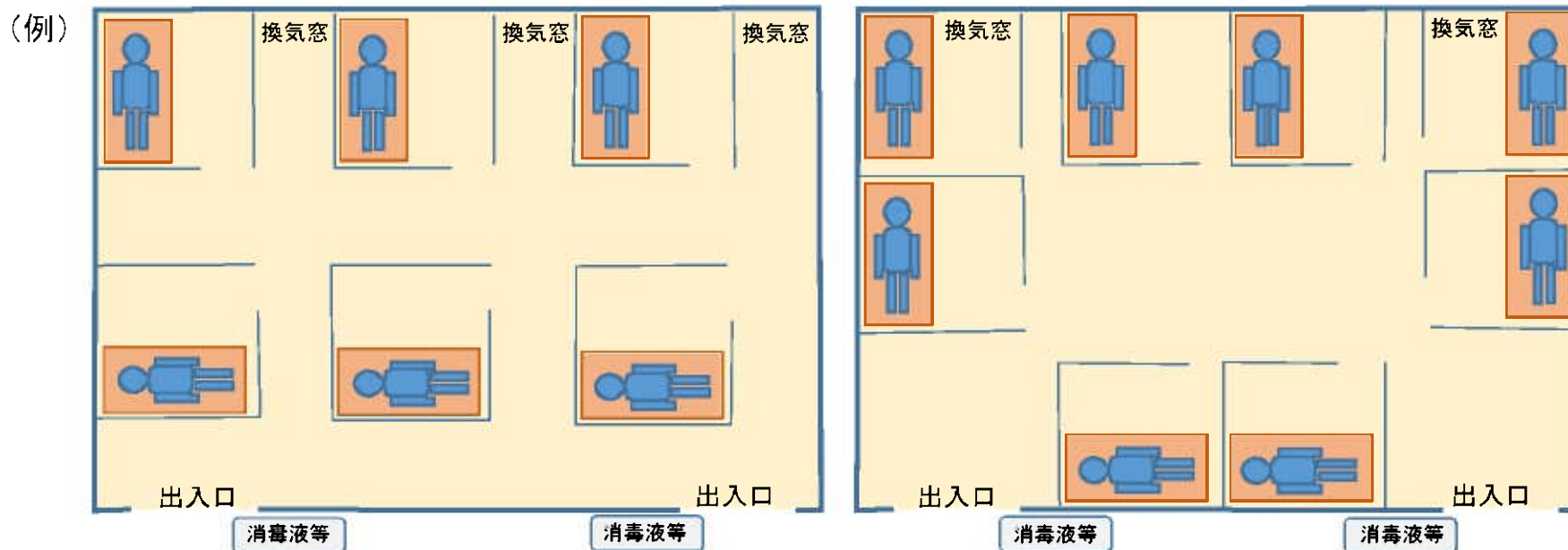


※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

## 発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

- 発熱・咳等のある者は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。  
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある者より優先して個室管理とする。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。  
(例: 高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

府政防第 930 号  
消防災第 86 号  
令和 2 年 5 月 21 日

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（避難生活担当）  
消防庁国民保護・防災部  
防 災 課 長

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての  
各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっております。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、別添の通知文のとおり、内閣府から各省庁に対し、所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出及び所管団体等に対する貸出の協力について依頼しているところであります。

また、当該通知文においては、①各省庁において、同の施設の貸出について検討するとともに、独立行政法人等に対して施設の貸出の協力を依頼して、貸出可能な施設のリストを作成するようお願いしており、リストは、内閣府より立地する都道府県の防災担当主管部局を通じて市町村の防災担当主管部局に対して情報提供すること、②さらに所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出へのご協力を依頼していただき、貸出が可能な施設がある場合には、民間団体等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、その旨お伝えいただくこととしております。

これらについて御了知のうえ、都道府県におかれては、貴管内市町村の防災担当主管部局に対して、これらの旨と併せて、内閣府からリストの提供があった場合や、民間団体等から貸出の申し出があった際には、連携・調整を図ったうえで取組を進めていただきたい旨、周知いただくとともに、必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付  
赤司、長谷川、高尾、秋吉、山元  
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課  
神田、富野、飯田  
TEL 03-5253-7525（直通）

令和2年5月21日  
府政防第931号

各省庁官房長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての研修所、宿泊施設等の貸出  
の協力依頼について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっており、各都道府県、保健所設置市、特別区宛に「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け府政防第779号他）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）を发出したところです。

これらの前知及び事務連絡において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、ホテル・旅館等の活用等を検討するよう助言したところですが、地方公共団体によっては、災害時になお避難所が不足することも考えられ、その際には、貴省庁、及び所管の独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設、その他施設について、避難所としての貸出にご協力をいただきたいと考えています。

貴省庁におかれては、下記のように、所有する施設の貸出にご協力いただくとともに、所管の独立行政法人、民間団体等に対し、所有する施設の貸出へのご協力を依頼していただくようお願いいたします。

記

1. 用及び独立行政法人等<sup>1</sup>が所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出の検討及び貸出可能な施設のリストの作成等について

各省庁において、国の施設の貸出について検討するとともに、独立行政法人等に対して施設の貸出の協力を依頼して、貸出可能な施設のリストを作成し、別途ご案内する方法で内閣府に提供いただくよう、お願いいたします。

リストは、内閣府より立地する都道府県の防災担当主管部局を通じて市町村の防災担当主管部局に対して情報提供します。市町村から貸出が可能な施設の所有者へ連絡して、都道府県と連携して取組を進めるようお願いするとともに、都道府県に対しても必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただくようお願いしています。

（別添1）

なお、貸出が可能な施設がある場合には、出水期に向けて迅速に調整を進めるため、当該施設を所有する省庁又は所管の独立行政法人等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、貸出が可能と判断された段階で直轄その旨をご連絡いただくことが可能であれば、併せてご連絡願います。



※特殊法人、認可法人等を含む

2. 民間団体等が所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出の協力依頼について

所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出への協力を依頼していただき、貸出が可能な施設がある場合には、民間団体等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部署に対し、その旨お伝えいただき、当該市町村の関係部局とよく連携・調整を図ったうえで貸出を進めていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県に対しても必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただくようお願いしています。(別添1)

※ 独立行政法人等や民間団体等に対して、施設の貸出のご協力をしていただく際には、別添2のご案内事項を配布して下さい。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付  
赤司、長谷川、高尾、秋吉、山元  
TEL 03-3501-5191（直通）

府政防第 930 号  
消防災第 86 号  
令和 2 年 5 月 21 日

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（避難生活担当）  
消防庁国民保護・防災部  
防 災 課 長

新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての  
各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっております。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、別添の前知文のとおり、内閣府から各省庁に対し、所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出及び所管団体等に対する貸出の協力について依頼しているところであります。

また、当該通知文においては、①各省庁において、国の施設の貸出について検討するとともに、独立行政法人等に対して施設の貸出の協力を依頼して、貸出可能な施設のリストを作成するようお願いしており、リストは、内閣府より立地する都道府県の防災担当主管部局を介して市町村の防災担当主管部局に対して情報提供すること、②さらに所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出へのご協力を依頼していただき、貸出が可能な施設がある場合には、民間団体等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、その旨お伝えいただくこととしております。

これらについて御了知のうえ、都道府県におかれては、貴管内市町村の防災担当主管部局に対して、これらの旨と併せて、内閣府からリストの提供があった場合や、民間団体等から貸出の申し出があった際には、連携・調整を図ったうえで取組を進めていただきたい旨、周知いただくとともに、必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付  
赤司、長谷川、高尾、秋吉、山元  
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課  
神田、齋野、飯田  
TEL 03-5253-7525（直通）

## 研修所、宿泊施設等の貸出にご協力いただく団体等へのご案内事項

内閣府政策統括官（防災担当）

○貸出していただける独立行政法人等の皆様は所管省庁へ、民間団体等の皆様は、施設が立地する都道府県及び市区町村の防災担当部局へ申し出ていただきます。

○施設は、災害の発生後速やかに避難所として使用させていただくことを想定しています。また風水害の場合は、災害が発生する前に、指定緊急避難場所としての役割も兼ねる避難所として使用させていただくことを想定しています。詳細については、自治体とご協議下さい。

○貸出していただく施設の種類の、以下を想定しています。

- ・避難所として使用できる研修所や宿泊施設、福利厚生施設、その他施設における、宿泊室、体育館、講堂、会議室、その他大空間の室のある施設
- ・風水害に備え、指定緊急避難場所として避難できる高さのある施設（洪水等のハザードマップ上、想定浸水高さ以上に階があり、避難が可能な施設）

基本的には、災害時に当該組織の活動をBCP（事業継続計画）等に基づき継続することを前提としつつ、施設の一部でも可能な範囲で貸出を行えるか検討していただき、災害が発生した際には、そのような前提で自治体と協議しつつ対応していただくことを想定しています。最低限必要な設備等は、特段ございません。

※ 避難所：避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

指定緊急避難場所：居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所  
（例：風水害の襲来時に避難する場所）

※ 施設の安全性等が確保された施設について、貸出の申し出をお願いします。災害時には、施設の安全性等を、申し出ていただいた団体等と自治体が適切に確認した上で使用します。

※ 発熱、咳等の症状のある者のための専用のスペースや、PCR検査や抗原検査で陽性となった者を病院や宿泊療養施設等へ移送するまでの間、一時的に滞在するスペースとするため、複数の部屋を貸出していただくことが望ましいです。貸出していただける部屋に応じて、自治体が団体等と調整して運営管理を行うことを想定しています。また、このような避難者に対しては、自治体の防災担当部局と保健福祉部局、保健所等が連携して対応します。

○施設には、基本的に新型コロナウイルス感染者（PCR検査陽性者又は抗原検査陽性者）でない避難者が利用することを想定しています。

- 貸出に当たっては、災害救助法において、公の施設等は無償を原則とし(光熱水費は含まず)、私人又は民間企業等の所有する建物は有償可としていることを参考としつつ、団体等の事情を踏まえ、自治体とご協議下さい。
- 貸出施設の避難所としての運営管理は、開設時を含め、自治体が適切に行う責務を有します。また、貸出中の施設は、施設管理者の支援を受けながら自治体が運営管理することを想定しています(自治体とご協議下さい)。
- 貸出の期間は、自治体とご協議下さい。(災害の規模によって異なりますが、数日～数か月が考えられます。)
- 団体等と自治体が協定を締結するに当たって、別紙のひな形(案)をご参考として下さい。

災害時における施設等の利用に関する協定

●●市（以下「甲」という。）と〇〇研修所（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、●●市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。なお、利用に当たっては、甲乙協力しながら対応することとする。

（範囲）

第2条 乙が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

- （1） 体育館
- （2） 研修施設
- （3） △△

（利用の協力要請）

第3条 甲は、●●市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、●●市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請することができる。

2 前項の協力要請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの第3条第2項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるときは、別記第2号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を承諾する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。

3 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第5条 施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（返還）

第6条 甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(費用負担及び物資の調達)

第7条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(運営管理に関する責任)

第8条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 住所  
●●市  
代表者 ●●市長

乙 住所  
○○研修所  
代表者 所長

別記第1号様式（第3条関係）

年 月 日

〇〇所長

様

●●市長

国有財産使用許可申請書

下記のとおり、行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

- （1）所在
- （2）区分 建物及び土地
- （3）数量

2 使用しようとする理由

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用しようとする期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

4 その他参考となるべき事項

別記第2号様式（第4条関係）

年 月 日

●●市長 殿

〇〇所長

国有財産使用許可書

年 月 日付けで申請のありました避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場として、当研修所の国有財産を使用することについて、下記のとおり許可します。

記

1 使用場所

- （1）所在
- （2）区分 建物及び土地
- （3）数量

2 使用内容

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

4 その他

- （1）施設等の使用については、既設物等を毀損させないように注意して使用すること。
- （2）使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。



## 災害時における施設等の利用に関する協定

●●市（以下「甲」という。）と〇〇研修所（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、●●市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。

## （範囲）

第2条 乙が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 体育館
- (2) 研修施設
- (3) △△

## （利用の協力要請）

第3条 甲は、●●市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、●●市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請することができる。

2 前項の協力要請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

## （利用の承認）

第4条 乙は、甲からの第3条第2項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるときは、別記第2号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を承諾する場合のこの協定に基づく施設等の借上げ費用の額及びその支払方法等は、甲乙協議の上別途定めるものとし、借上げ費用は、甲が負担するものとする。

3 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

## （利用期間）

第5条 施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

## （返還）

第6条 甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(費用負担及び物資の調達)

第7条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(運営管理に関する責任)

第8条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 住所  
●●市  
代表者 ●●市長

乙 住所  
○○研修所  
代表者 所長

別記第1号様式（第3条関係）

年 月 日

〇〇所長

様

●●市長

施設等使用許可申請書

下記のとおり、施設等を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする施設等

- （1）所在
- （2）区分 建物及び土地
- （3）数量

2 使用しようとする理由

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用しようとする期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

4 その他参考となるべき事項

年 月 日

●●市長 殿

〇〇所長

施設等使用許可書

年 月 日付けで申請のありました避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場として、当研修所の施設等を使用することについて、下記のとおり許可します。

記

1 使用場所

- (1) 所在
- (2) 区分 建物及び土地
- (3) 数量

2 使用内容

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

4 その他

- (1) 施設等の使用については、既設物等を毀損させないように注意して使用すること。
- (2) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

# 新型コロナウイルス感染症対応下での避難所運用のポイント

## 1. 避難場所の更なる拡充



指定避難所に加え  
知人宅や宿泊施設も対象に

各機関の  
果たす役割

市町村

新たな避難所の  
確保検討

県

宿泊施設の  
確保支援

宿泊団体等

受入可能施設  
リストの作成、  
自治体へ提供

## 2. 新型コロナウイルス罹患者・罹患が疑われる者への対応



検温



距離をとる



動線分離・隔離

居住スペースに加え、  
トイレ等も極力分離する

## 3. 避難所の衛生環境の維持



物品の清拭



避難所の清掃



手洗い・うがい



マスクの着用



換気の徹底

自宅で実施している  
対策を避難所でも徹底

本資料は、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長、衛生主管部(局)長宛の事務連絡・通知文書を要約したものです。

- ①「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年4月1日付け府政防第779号他)
- ②「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」(令和2年4月7日付け事務連絡)
- ③「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」(令和2年4月28日付け事務連絡)

# 避難の考え方(新型コロナウイルス感染症)(案)

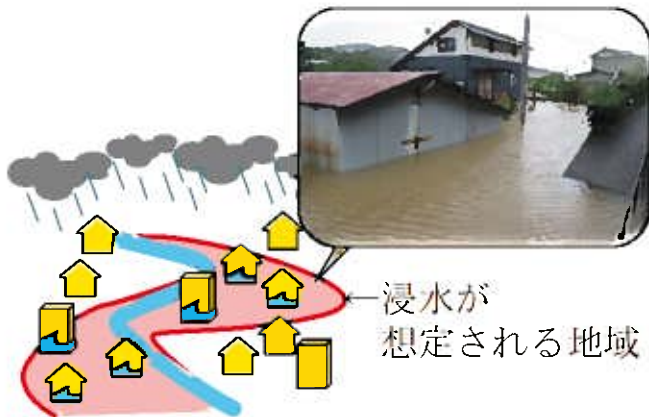
1. 災害が想定される地域では  
ためらわず避難行動を

2. 命を守るための緊急的な  
避難場所も選択肢に

3. 避難場所での  
感染症対策の徹底

事前にハザードマップ等を確認

・浸水が想定される地域



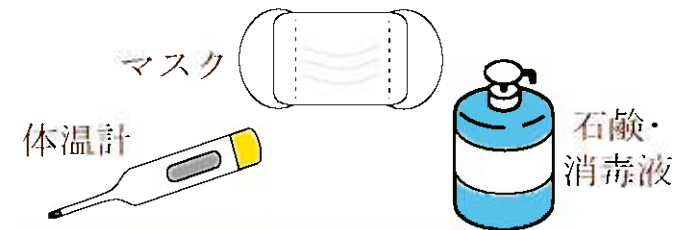
・土砂災害が想定される区域



※頑丈な建物の高い階や  
浸水が想定されない地域等

**手洗い・消毒の徹底**  
**定期的な検温・症状チェック**

✓持ち物に追加



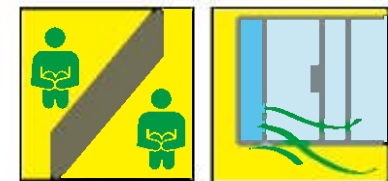
**3密を避ける**  
(密閉・密接・密集)

2 m以上の  
距離を保つ



背中  
合わせ

・段ボール等  
で間仕切り



換気

・発熱等の  
症状がある  
人のための専用スペース

※避難行動・避難生活に必要な物(食料(最低3日分)・衛生用品等)は、自助として各自で準備しましょう。

参考) 内閣府政策統括官(防災担当)、消防庁、厚生労働省「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」令和2年4月7日、  
避難所・避難生活学会「COVID-19 禍での水害時避難所設置について」令和2年4月15日

# 市町村による避難の準備(新型コロナウイルス感染症) (案)

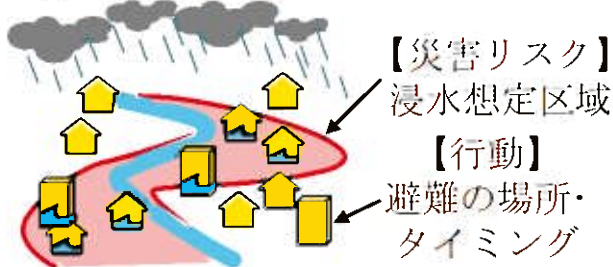
## 1. 災害が想定される地域では ためらわず避難行動を

災害から命を守る

感染拡大を恐れ、  
避難を躊躇することのないよう  
まずは避難最優先を周知※1

地域の災害リスク・  
災害時にとるべき行動を  
理解してもらう※5

- ・ハザードマップ
  - ・避難行動判定フロー
  - ・避難情報のポイント
- の周知



## 情報伝達の改善※2, 3, 5

- ・伝達内容の変更。  
(災害時だけでなく、平常時から伝達)  
(新型コロナウイルスを  
踏まえた準備をしている旨等)

## 2. 命を守るための緊急的な避難場所も選択肢に

避難所等での感染拡大を防ぐ

避難所等の過密状態の防止 ・ 避難者の十分なスペースの確保※4, 7

### ○避難所等への避難者を減らす。

- ・頑丈な建物の高い階等、  
安全な場所から避難場所に行  
く必要はない旨の周知。※5

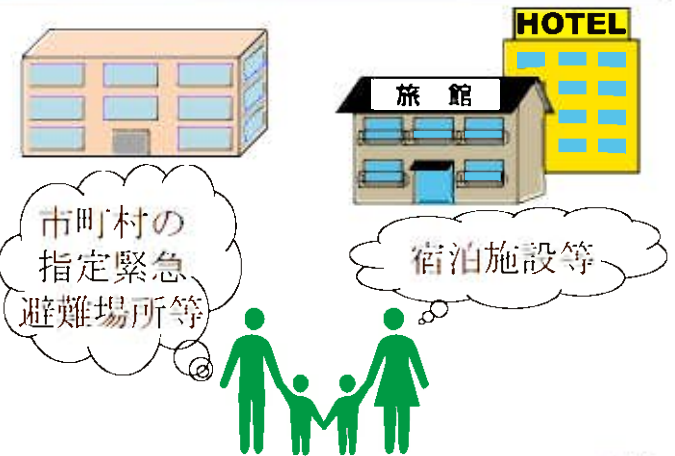
(避難とは[難]を[避]けること)

- ・安全な親戚・友人の家等も  
避難先となり得ることの周知。※5



※頑丈な建物の高い階や  
浸水が想定されない地域等

※避難行動・避難生活に必要な物(食料(最低3日分)・衛生用品等)は、  
自助として各自で準備する旨の周知。※3



### ○多くの避難所等の開設・周知。※2, 4

- ・予め指定している  
指定避難所以外の避難所等の開設。

- ・ホテル・旅館等の活用。※6

(宿泊団体等と連携可能)

(軽症者・無症状者の宿泊療養のための  
宿泊施設等の確保に支障を来さないよう、  
県の保険福祉部局と連携・調整が必要)

参考) ※1 人と防災未来センター「避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリストVer. 2-手引き版」'20.04.30、※2 内閣府政策統括官(防災担当)等「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」'20.04.01、※3 新型コロナ感染症と災害避難研究会「新型コロナウイルス感染症流行時の災害と避難環境を考える手引き(地方自治体編)」'20.05.14、※4 内閣府政策統括官(防災担当)等「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」'20.04.07、※5 内閣府政策統括官(防災担当)等「「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について(通知)」'20.04.21、※6 内閣府政策統括官(防災担当)等「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」'20.04.28、※7 避難所・避難生活学会「COVID-19 禍での水害時避難所設置について」'20.04.15

# 市町村による避難の準備(新型コロナウイルス感染症) (案)

## 3. 避難場所での感染症対策の徹底

### 避難所等での感染拡大を防ぐ

#### 設営面

##### ○十分なスペースの確保※1,3,4,7:

- ・レイアウトの検討。  
(簡易ベッド・パーティション・ビニールシート等の活用)



##### ○発熱等の症状がある・出た者を一般の避難者と分ける※3,4:

- ・専用スペース  
(できれば個室。間仕切りでも可)
- ・専用トイレ
- ・専用スペース等のゾーン・動線を分ける。等

※施設管理者と事前調整が必要。

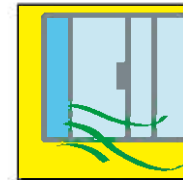
#### 運営面

##### ○入館時等※1,3,4,8:

- ・掲示板等で運用ルールの周知
- ・消毒液を複数個所に設置。  
(入館時の消毒の徹底)
- ・健康状態の確認・把握。  
(検温等を到着時・定期的に)
- ・土足と内履きのエリア分け。等

##### ○屋内※1,3,4,7:

- ・十分な換気。
- ・衛生環境の確保  
(家庭用洗剤による清掃等)
- ・ゴミの出し方。等



##### ○発症した場合の対応※1,4,8:

- ・医療機関との連絡体制の確保。
- ・関係部局との連携で事前の検討。等

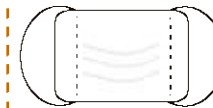
#### 資器材の準備

##### ○設営関係※1,3,7:

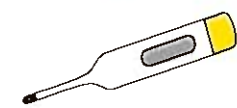
- ・間仕切り  
(パーティション)
- ・段ボールベッド
- ・ビニールシート
- ・仮設トイレ 等



##### ○衛生用品等の備蓄※1:



マスク



体温計



石鹼・  
消毒液

- ・使い捨て手袋
- ・目の防護具(ゴーグル等)
- ・防護服(長袖ガウン・  
ビニールのレインコート)
- ・ペーパータオル
- ・ゴミ袋 等

##### ○マニュアル等※1,3:

- ・設営、運営マニュアルの作成
- ・担当職員等への事前教育 等

※避難行動・避難生活に必要な物(食料(最低3日分)・衛生用品等)は、自助として各自で準備する旨の周知。※1

参考) ※1 人と防災未来センター「避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリストVer. 2-手引き版」'20.04.30、※2 内閣府政策統括官(防災担当)等「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」'20.04.01、※3 新型コロナ感染症と災害避難研究会「新型コロナウイルス感染症流行時の災害と避難環境を考える手引き(地方自治体編)」'20.05.14、※4 内閣府政策統括官(防災担当)等「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」'20.04.07、※5 内閣府政策統括官(防災担当)等「「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について(通知)」'20.04.21、※6 内閣府政策統括官(防災担当)等「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」'20.04.28、※7 避難所・避難生活学会「COVID-19 禍での水害時避難所設置について」'20.04.15、※8 九州災害情報報道研究会「避難所における新型コロナウイルス対策マニュアル(案)」'20.04.10



# 「避難の理解力向上キャンペーン」の主なポイント

## 1. 「自らの命は自らが守る」意識の醸成

「自らの命は自らが守る」意識を醸成するために、  
「ハザードマップ」、「避難行動判定フロー※1」、「避難情報のポイント※2」の  
3点セットを各戸に配布又は回覧



## 2. 小中学校における防災教育の支援

避難訓練にあわせて実施する防災教育の取り組み支援として、  
・「避難行動判定フロー※1」、「避難情報のポイント※2」を使用して説明  
・防災の専門家として講師派遣等の支援が可能であることを各校に周知



## 3. 高齢者や障害者の避難の理解力向上

高齢者や障害者が自宅の災害リスクを把握するために、  
・民生委員が「避難行動判定フロー※1」、「避難情報のポイント※2」を使用して  
一緒に自宅の災害リスクを確認する等福祉関係者との連携を強化  
・防災の専門家として講師派遣等の支援が可能であることを関係者に周知



※1「避難行動判定フロー」とは？

ハザードマップとあわせて確認することにより、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき避難行動や適切な避難先を判断できるようにしたフローである。

※2「避難情報のポイント」とは？

「避難」の意味や適切な避難先、警戒レベル、警戒レベル相当情報、避難の呼びかけ等をわかりやすく簡潔に解説したものである。

本資料は、各都道府県消防防災主幹部長宛の通知文書を要約したものです。

①「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について(通知)(令和2年4月21日付け府政防第819号他)

# 台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に  
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。

## 避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ\*で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として\*、自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、  
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である  
②浸水する深さよりも高いところにいる  
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。  
※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

解説は裏面をご覧ください

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

いいえ

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

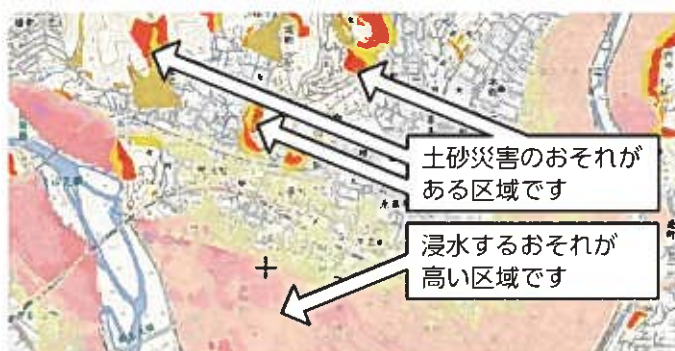
いいえ

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

# 避難行動判定フローの参考情報

## ハザードマップの見方

必ず確認してください



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

凡例

### 水害

洪水浸水想定区域  
(浸水深)



### 土砂災害

土砂災害警戒区域：■  
土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域：■  
建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域



ハザードマップポータルサイト

検索

## ハザードマップの見方

もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

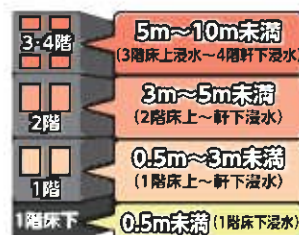
### ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないか



流速が早いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります

地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

### ② 浸水深より居室は高いか



### ③ 水がひくまで我慢できるか、 水・食糧などの備えは十分な



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や、③浸水継続時間はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには記載がありません。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

**！ 警戒レベル3や4が出たら、危険な場所から避難しましょう**

**！ 「避難」とは「難」を「避」けることです  
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません**

**！ 避難先は小中学校・公民館だけではありません  
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう**

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、公民館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」  
<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

# 台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

## 避難情報のポイント

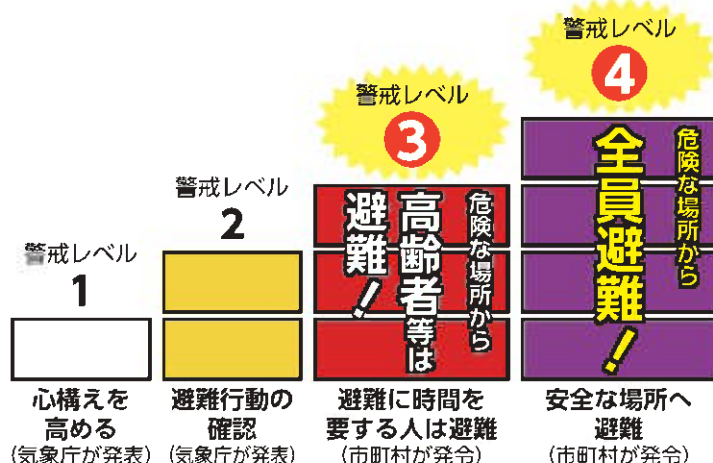
!.....必ず確認してください.....!

### 市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

! 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。

! 危険な場所から警戒レベル3で〈高齢者などは避難〉、警戒レベル4で〈全員避難<sup>※1</sup>〉です。

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4 避難勧告で危険な場所から避難です

警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けしたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。

! 警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。

- ・警戒レベル5が出てまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。
- ・警戒レベル5災害発生情報は、市区町村が災害発生を把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。

! 豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

! 警戒レベル4には避難勧告や避難指示(緊急)<sup>※2</sup>がありますが、いずれにしても警戒レベル4で避難しましょう。

- ・警戒レベル4避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

※2 警戒レベル4避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあるものです。

## 国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

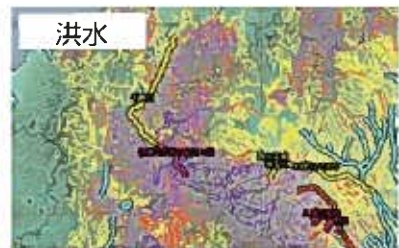
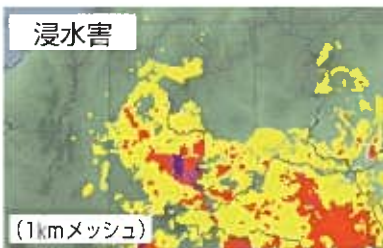
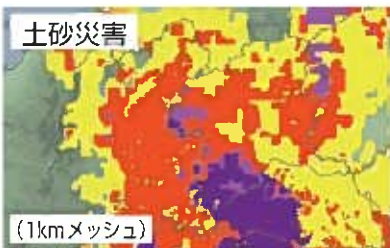
### ■危険度分布で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報<sup>※</sup>が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報(危険度分布)を確認してください。紫色は危険度が高いことを示しています。

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。

危険度分布

検索



紫：崖・溪流の近くは危険

紫：低地は危険

紫：河川沿いは危険

※市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、洪水警報などがあります。

### ■市区町村が出す警戒レベルで確実に避難しましょう

気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に  
早めの避難をしましょう

名称：警戒レベル 発信者：市区町村等 内容：避難情報		名称：警戒レベル相当情報 発信者：気象庁や都道府県等 内容：河川水位や雨の情報	
警戒レベル	住民がとるべき行動	防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
		浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(河)
5	命を守る最善の行動	5相当	大雨特別警報(土砂災害)
4	危険な場所から全員避難	4相当	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
3	危険な場所から高齢者などは避難	3相当	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
2	ハザードマップ等で避難方法を確認	2相当	氾濫注意情報
1	最新情報に注意	1相当	—

※「避難勧告等に関するガイドライン」の趣旨を変えずに、より分かりやすい表現にしています。

市区町村長は、警戒レベル相当情報(河川や雨の情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル(避難情報)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」  
<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

# 施策1 地下空間の浸水被害最小化に向けた取り組みについて

## ■事例1 接続ビル※を使用した地下空間からの避難行動計画の事例(大阪府)

### <取り組みのポイント>

- ① 淀川氾濫を想定した避難誘導行動計画(タイムライン)の構築
- ② 地下街、地下駅と接続ビルとの情報連絡のルールづくり
- ③ 地下街等相互連携訓練の実施

※ 接続ビルとは、地下街と接続している多くの民間ビル等を示す。



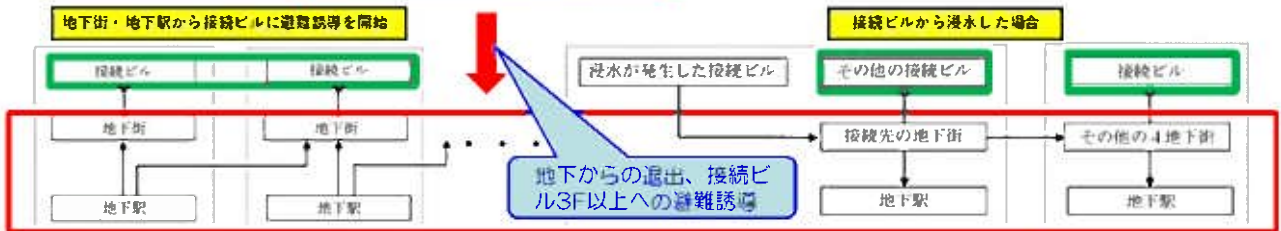
大阪駅周辺の浸水想定区域図

状況	警戒活動		避難誘導		誘導員の避難	避難完了
	0分	1時間後	2時間後	2時間30分後		
気象台	大雨・洪水警報発表	大雨特別警報発表	氾濫のおそれ(避難指示)	氾濫発生(淀川・此在区内)	氾濫の継続	大阪駅周辺に氾濫到達(最大5m浸水)
河川管理者(淀川河川事務所)	(1) 氾濫注意情報 (2) 氾濫警戒情報	(3) 氾濫危険情報			(4) 氾濫発生情報	
水防事務組合等	監視	監視	選抜、水防活動			
大阪市	避難準備情報(地下街・地下駅へ直接伝達)	避難勧告(地下街・地下駅へ直接伝達)	避難指示(地下街・地下駅へ直接伝達)			
接続ビル管理者	気象情報の収集・警戒体制・周囲の状況に注意・必要に応じ止水板や土嚢の設置など	利用者へ避難準備情報の周知・地下からの退出の呼びかけ・地下店舗等の閉店	利用者へ避難勧告の周知・地下からの退出の呼びかけ	利用者へ避難指示の周知・避難の呼びかけ・地下街・地下駅管理者との情報共有・ビル内滞在中、地上部・地下街・地下駅からの避難者を3階以上へ避難誘導・避難中の災害情報の提供	すべての利用者の避難完了を確認し、防災センター職員や駅員等は接続ビルの3階以上へ避難	すべての人の避難完了
地下街管理者	(超大型台風の場合は)臨時休業や営業時間の短縮等の検討	利用者へ避難準備情報の周知・地下からの退出の呼びかけ	利用者へ避難勧告の周知・地下からの退出の呼びかけ	利用者へ避難指示の周知・避難の呼びかけ・地下街・接続ビル管理者との情報共有・利用者を接続ビルへ避難誘導		
地下駅管理者		利用者へ避難準備情報の周知・今後の運休予定の周知	利用者へ避難勧告の周知・地下からの退出の呼びかけ・浸水危険区間の運休予定等の運行計画の周知	利用者へ避難指示の周知・避難の呼びかけ・地下街・接続ビル管理者との情報共有・地下街と連携して利用者を接続ビルへ避難誘導		

警報発表3時間後  
すべての避難完了



③ 地下街等相互連携訓練の実施(参加者612名)  
(近畿地方整備局、大阪府、大阪市、関係機関、地下街・地下駅・接続ビル所有者及び管理者)



① 淀川氾濫を想定した避難誘導行動計画(タイムライン)の構築  
② 地下街、地下駅と接続ビルとの情報連絡のルールづくり

# 施策1 地下空間の浸水被害最小化に向けた取り組みについて

## ■事例2 浸水防止対策による被害最小化対策の事例(大阪府)

### <取り組みのポイント>

- ① 電気、空調、防災設備等の浸水防止のための水防扉の設置
- ② 浸水シミュレーションにより浸水する出入口の特定と止水板の設置
- ③ 雨量計による水防活動開始基準設定と止水板・水防扉の設置



② 浸水シミュレーションにより浸水する出入口の特定と止水板の設置

① 電気、空調、防災設備等の浸水防止のための水防扉の設置



屋上へ雨量計設置



雨量警報盤



止水板、水防扉の設置

50mm/hrに達する前に警戒体制完了

③ 雨量計による水防活動開始基準設定と止水板・水防扉の設置

## 施策2 要配慮者利用施設等の避難計画と取り組みについて

### ■事例1 「籠城」を前提にした危機管理計画の事例

#### <取り組みのポイント>

- ① 浸水を見越し、「籠城」を方針としたマニュアル作成及び避難訓練の実施
- ② 自家発電機、非常用機器は2台用意し、高所に移設
- ③ 「籠城」のための食糧・水を3日分確保（地下水設備による水の安定確保）

#### <取り組みによる効果（令和元年8月の施設浸水時）>

- ① 大雨特別警報発令を合図に避難開始した結果、避難完了の7時間後冠水
- ② 冠水により3日間の籠城となったが、水・食料については備蓄で対応できた
- ③ DMATや自衛隊との密な連絡により、患者の健康状態が悪化することもなく無事避難することができた。

令和元年8月の大雨で浸水した順天堂病院（佐賀県）



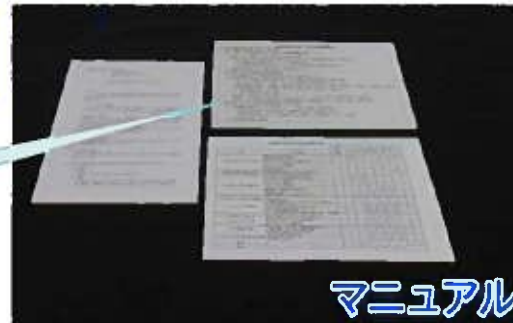
② 自家発電施設の高所移設



③ 食料及び水の3日分を確保  
（地下水設備による水の安定確保）

① 河川の氾濫対応マニュアル  
順天堂ケアマネジメントセンター

避難開始時期  
（洪水警報または大雨特別警報）



避難訓練



避難訓練

① マニュアルによる避難を確実にするため、年6回のエレベーターを使用した避難訓練（垂直避難）



# 施策2 要配慮者利用施設等の避難計画と取り組みについて

## ■事例2 浸水想定に基づいた早めの避難の事例

### <取り組みのポイント>

- ① 洪水ハザードマップによる水害リスク（5～6mの浸水）を事前認識
- ② 高台にある同法人運営の避難施設（移動時間は、車で5分程度）を確保
- ③ 市からの避難勧告が避難開始のタイミング
- ④ 移動は7台の福祉車両によるピストン輸送（8割が車椅子利用者）

### <早めの避難による効果（平成30年7月6日）>

- ・ 避難勧告発令（22時）を合図に避難準備を開始し、2時間後の深夜0時には全36人の避難が完了した。



悠楽屋上からの浸水状況（岡山県倉敷市）  
[平成30年7月7日 早朝]



① 洪水ハザードマップによる水害リスクの事前認識



浸水区域内のクルールステート

車で5分程度



高台のシルバーセンター後援

② 高台にある同法人運営の避難施設を確保

避難勧告発令



③ 避難勧告が避難開始のタイミング



施設利用者36人を7台の福祉車両で輸送

④ 福祉車両によるピストン輸送



2階ホールを利用した避難スペース

# 施策2 要配慮者利用施設等の避難計画と取り組みについて

## ■事例3 堤防破堤の際の安全な避難経路の設定事例

### <取り組みのポイント>

※浸水深30cmは、自動車が走行不能となる水深

- ① 利用可能道路が通行不能になるまでの時間を明示（〇〇時間後に通行不能）
- ② 避難ルートが通行不能の浸水深（30cm）※まで達する時間を明示
- ③ 想定破堤地点及び最大破堤幅の近傍地域が避難優先度が高い地域として明示



1986年2月洪水による破堤の様子  
[米 カルフォルニア州北部サクラメント]



①利用可能道路が通行不能になるまでの時間を明示（路線毎に色分け）



②避難ルートが通行不能の浸水深になるまでの時間を明示（路線毎に記載）

**避難の優先度が最も高い地域**  
堤防破堤から2時間後に浸水深が1フィート（約30cm）になる可能性がある地域

**避難の優先度が次に高い地域**  
堤防破堤から7日後に浸水深が1フィート（約30cm）～最大16フィート（約5m）になる可能性がある地域

③避難の優先度が高い地域を明示

## 施策2 要配慮者利用施設等の避難計画と取り組みについて

### ■事例4 医療センターの浸水防止等による被害軽減方策の事例

#### <取り組みのポイント>

- ① 浸水の伝搬防止を目的とした出入口及び地下空間への防水扉の設置
- ② 監視モニター、浸水検知センサーに基づく防水扉設置基準の策定
- ③ 治療活動継続を目的とした電源・燃料の確保、水・食糧の準備（10日分）



# 施策3 大規模工場等における水害の事前準備対策について

## ■事例1 水害が発生した場合でも施設機能を維持するための対策事例

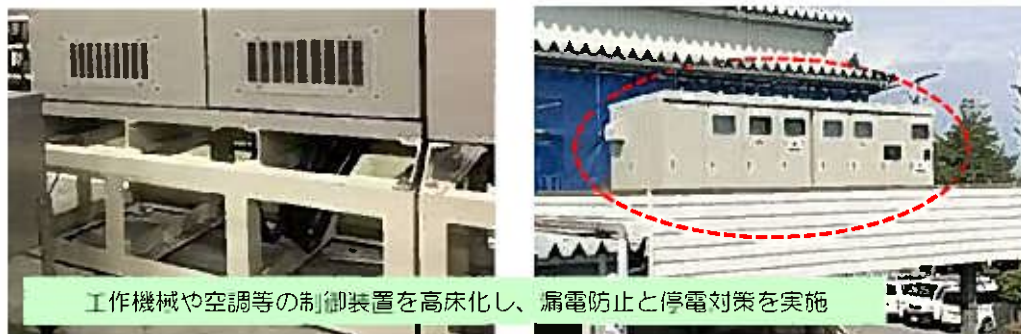
### <取り組みのポイント>

- ① 雨量計、監視カメラの設置、水害から在庫を守る止水板（高さ1m）の設置
- ② 工場の心臓部である制御装置の高床化、停電に備え受電変圧施設の高床化
- ③ 代替工場等の確保や在庫拠点の分散化

東日本大震災によりサプライチェーン寸断に見まれた(株)トヨックス（富山県）



① 雨量計、監視カメラの設置、水害から在庫を守る止水板（高さ1m）の設置



② 制御装置の高床化、停電に備え受電変圧施設の高床化



拠点の1本化を取りやめ、同市内に4工場、協力工場2箇所、外注工場16箇所を確保

③ 代替工場等の確保や在庫拠点の分散化

# 施策3 大規模工場等における水害の事前準備対策について

## ■事例2 国等による企業の水害版BCP支援の事例

### <取り組みのポイント>

- ① 国と経済団体が連携し企業の水害BCP※作成意識啓発セミナー等を実施
- ② 経済団体と連携することで企業との接点を作り、水害BCP作成のすすめや手引きを作成
- ③ 武雄河川事務所の水害BCP作成の手引きはWEBGISや重要業務の選定シート等のツールを使い技術支援

※水害BCP: 事業所の水害対策事業継続計画



①国と経済団体が連携し企業の水害BCP作成意識啓発セミナー等を実施

事業所の水害対策  
事業継続計画(BCP)  
作成のすすめ



会員企業からBCP策定状況や水害対策について意識調査

②経済団体と連携することで企業との接点を作り、水害BCP作成のすすめや手引きを作成



会員企業とのワークショップにより水害BCPを作成

③ 武雄河川事務所の水害BCP作成の手引きはWEBGISや重要業務の選定シート等のツールを使い技術支援

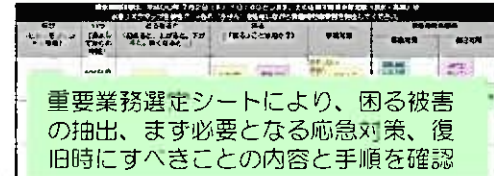
## 新たなステージに対応した防災・減災のあり方

**命を守る**

- 「行動指南型」の避難勧告に加え、「状況情報」の提供による主体的避難の促進、広域避難体制の整備等を旨とする。
- 1 最大クラスの洪水・高潮等に対する浸水想定・ハザードマップを作成し、様々な機会における提供を通じて災害リスクの認知度の向上
- 2 防災情報の発生段階ごとの提供、情報提供する区域の細分化による状況情報の提供
- 3 個々の市町村による避難勧告等の現在の仕組み、体制では対応困難な大規模水害等に対し、国、地方公共団体、公益事業者等が連携した、広域避難、救助等に関するタイムライン(時系列の行動計画)の策定

**社会経済の蓄積的な被害を回避する**

- 最悪の事態を想定・共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を旨とする。
- 1 最大クラスの洪水・高潮等が最悪の条件下で発生した場合の社会全体の被害を想定し、共有
- 2 応急応復、復旧・復興のための防災関係機関、公益事業者の業務継続計画作成を支援
- 3 被害軽減・早期の業務再開のため、水害も対象とした企業のBCPの作成を支援
- 4 国、地方公共団体、公益事業者等が連携して対応する体制の整備と関係者一帯型タイムラインの策定
- 5 TEC-FORCEによる市町村の支援体制の強化



重要業務選定シートにより、困る被害の抽出、まず必要となる応急対策、復旧時にすべきことの内容と手順を確認



システムにより知りたい地点の浸水深、到達時間等を確認可能

# 施策4 アンダーパス等の冠水事故防止の取り組みについて

## ■冠水を想定したアンダーパス等への事前進入及び事故防止対策事例(愛知県)

### <取り組みのポイント>

- ① 道路冠水想定箇所の路面に注意喚起
- ② アンダーパス道路側面への水位表示
- ③ バルーン式仮封鎖装置の整備 (冠水位が15cm超で自動的に作動)
- ④ 道路冠水想定箇所に遮断器 (さお型) を設置
- ⑤ 迂回路の案内を兼ねた遮断器を常設
- ⑥ 道路ハザードマップにアンダーパス箇所を明示



5 迂回路の案内を兼ねた遮断器を常設

冠水想定箇所の位置、道路管理者・警察及び消防の連絡先、過去の災害履歴等を掲載



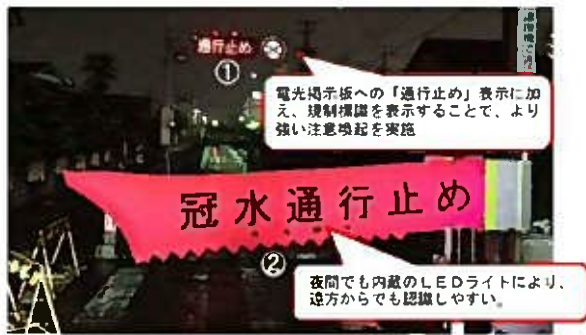
6 道路ハザードマップにアンダーパス箇所を明示



1 道路冠水想定箇所の路面に注意喚起 (愛知県)



2 アンダーパス道路側面への水位表示 (名古屋国道事務所)



3 バルーン式仮封鎖装置の整備 (名古屋市)



4 道路冠水想定箇所に遮断器 (さお型) を設置 (可児市)

## 課題

- 令和元年度より緊急速報メールの配信文章について統一化を図ったが、メール文が長く、重要な情報がわかりづらいなど、緊急速報メールが住民の避難行動に十分に活用されていない可能性があった

## 改善策

- 情報を絞り込み、重要な情報を文頭に記載するなど、短い文章で危機感が的確に伝わるよう文章を見直し

### メール例

#### レベル4相当 氾濫危険情報

河川氾濫のおそれ

●2019/10/12 17:00

警戒レベル4相当

こちらは国土交通省関東地方整備局です

内容：多摩川の田園調布（大田区）付近で水位が上昇し、避難勧告等の目安となる氾濫危険水位に到達しました

行動要請：防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど適切な防災行動をとってください

本通知は、浸水のおそれのある市区町村に配信しており、対象地域周辺でも受信する場合があります  
(国土交通省)

#### レベル5相当 氾濫発生情報

河川氾濫発生

警戒レベル5相当

こちらは国土交通省関東地方整備局です

内容：越辺川の東松山市正代地先、川越市平塚新田地先で堤防が壊れ、河川の水が溢れ出ています

行動要請：防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、命を守るための適切な防災行動をとってください

本通知は、浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺でも受信する場合があります  
(国土交通省)

#### (有識者等からの意見)

- ・他の緊急速報メールと比べ文章が長い(文字が多いと読まない)
- ・直接的な情報を有していない文は不要
- ・発信者は最後、重要な情報から先にすべき
- ・状況が伝わらない、“氾濫危険水位”の意味もわからない人も多いと思われる
- ・自治体が配信する避難勧告のメールとの違いを明確にすべき

### 改善案

#### 文章を簡潔にするとともに、重要な情報から順に記載

氾濫のおそれ

警戒レベル4相当

○○川で氾濫のおそれ

○○(○○市○○)付近で河川の水位が上昇、氾濫が発生する危険があります

自治体からの情報を確認し、安全確保を図るなど速やかに適切な防災行動をとってください。今後、氾濫が発生すると、避難が困難になります

(国土交通省)

氾濫発生

警戒レベル5相当

○○川で氾濫が発生

○○市○○地先(○○側)で堤防が壊れ、河川の水が住宅地などに押し寄せています

命を守るための適切な防災行動をとってください

(国土交通省)

改善イメージ

## 課題

- 大雨特別警報の「解除」を安心情報と捉えた住民が自宅に戻った後に、上流部で降った雨が下流部に流下し、時間がたってから氾濫が発生。大雨の後に時間差で発生する氾濫への注意喚起が必要

## 改善策

- 大雨特別警報解除後の氾濫への警戒を促すため、大雨特別警報の解除を警報への切替と表現するとともに、警報への切替に合わせて、今後の水位上昇の見込みなどの「河川氾濫に関する情報」を発表
- メディア等を通じた住民への適切な注意喚起を図るため、予め本省庁等の合同記者会見等による周知を図るとともに、SNSや気象情報、ホットライン、JETTによる解説等、あらゆる手段で注意喚起を実施
- 「引き続き、避難が必要とされる警戒レベル4相当が継続。なお、特別警報は警報に切り替え」と伝えるなど、どの警戒レベルに相当する状況か分かりやすく解説

### 大雨特別警報の切替に合わせて「河川氾濫に関する情報」を発表

今後の水位上昇の見込みなどの「河川氾濫に関する情報」を発表し、引き続き警戒が必要であること、大河川においてはこれから危険が高まることを注意喚起

国土交通省 常陸河川国道事務所 気象庁 水戸地方気象台

「大雨は峠を越えたが、河川は氾濫のおそれ」

■久慈川  
(氾濫危険:警戒レベル4相当)  
富岡観測所(常陸大宮市)では、当分の間、氾濫危険水位を超える水位が続く見込みであり、氾濫のおそれあり。

楯橋観測所(日立市)では、避難判断水位を超過しており、今後、氾濫危険水位に到達する見込み。

基準観測所	水位状況	今後の見込み
富岡 (常陸大宮市)	氾濫危険水位超過 (レベル4相当)	水位上昇中
楯橋 (日立市)	避難判断水位超過 (レベル3相当)	水位上昇中。氾濫危険水位到達見込み

### メディア等を通じて住民へ適切に注意喚起

メディア等を通じた住民への適切な注意喚起を図るため、予め本省庁等の合同記者会見等による周知を図るとともに、SNSや気象情報等あらゆる手段で注意喚起を実施





国中整水対第10号  
令和2年5月25日

各河川関係事務所長 様

河川部長  
(公印省略)

感染症指定医療機関に対する災害リスク情報の提供・支援について (依頼)

標記について、別紙「感染症指定医療機関に対する災害リスク情報の提供・支援について (依頼) (令和2年5月22日付け国水環防第7号)」のどおり依頼があったので、大規模氾濫減災協議会等を通じて適切に対応されたい。

中国地方整備局 河川部長 殿

水管理・国土保全局  
河川環境課水防企画室長  
(公印省略)

## 感染症指定医療機関に対する災害リスク情報の提供・支援について（依頼）

平成29年に水防法の一部が改正され、市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務づけられた。また、要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練実施に関しては、「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成31年3月29日）において、その進捗状況の確認、取組を促すための支援策の検討調整を行っていただくようお願いしているところである。

この度、「令和2年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（令和2年4月30日）で新型コロナウイルス感染症への対応を鑑みた協議会の運用について示したところであるが、感染症指定医療機関に係る今出水期における当而の措置として、貴局管内河川の浸水想定区域内に当該機関が存する場合には、当該河川の大規模氾濫減災協議会等を活用し、下記のとおり取り組まれたい。

なお、感染症指定医療機関の管理者から水害リスク等に関する問い合わせがあった場合は、国管理河川については整備局等の河川事務所に設置されている「災害情報普及支援室」から助言を行われたい。

## 記

1. 浸水の恐れのある感染症指定医療機関の所在地情報を協議会において共有し、当該機関の管理者に対し想定される浸水範囲や浸水深等の水害リスクの情報の提供を行う。
2. 大規模氾濫減災協議会の構成員である水防管理者及び市町村に対して、管理する区域内にある前項の感染症指定医療機関を把握し、水害発生時に適切な対処ができるようあらかじめ体制を検討しておくよう要請する。
3. 避難確保計画を作成していない感染症指定医療機関に対して、水害発生時に対処ができるようあらかじめ体制を検討しておくよう要請し、あわせて検討に当たって参考になる資料等について情報提供する。

※参考になる資料

- ・「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集」  
(平成 31 年 3 月 内閣府 (防災担当)・消防庁・厚生労働省・国土交通省・気象庁)  
(URL:<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf>)
  - ・非常災害対策計画の作成のポイント (P4)
  - ・病院の事例：今井整形外科医院 (P81～105)、鷺沼産婦人科医院 (P106～126)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室  
課長補佐 三村 恭則 (内線 35439)  
津波水防係長 太田 克久 (内線 35457)  
TEL : 03-5253-8111 (代表) FAX : 03-5253-1003

## 天神川水系治水協定

一級河川天神川水系において、河川管理者である国土交通省及びダム管理者である鳥取県企業局は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、中津ダムの洪水調節機能強化を推進する。

### 記

#### 1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- ・中津ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、事前放流により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。  
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- ・中津ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流を実施する。
- ・この協定の対象とする中津ダムの利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙の通りである。  
なお、洪水調節可能容量については、状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- ・この協定に基づく事前放流は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- ・河川管理者である国土交通省中国地方整備局は、この協定に基づき、ダム管理者である鳥取県企業局と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

#### 2. 事前放流の実施方針

- ・河川管理者である国土交通省中国地方整備局は、気象庁から天神川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象

情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者である鳥取県企業局へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。

- ・中国地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、鳥取県企業局へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ダム管理者である鳥取県企業局は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、(3)に定めるルールに従うとともに、河川管理者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

#### (1) 事前放流の実施判断の条件

- ・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。  
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムの基準降雨量以上である場合。

#### (2) 事前放流の量(水位低下量)の考え方

- ・事前放流の量(水位低下量)は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。  
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流のガイドライン」に示される方法により設定したもの。
- ・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

#### (3) 事前放流のルールの策定

- ・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

### 3. 緊急時の連絡体制の構築

- ・河川管理者、ダム管理者及び関係地方公共団体の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有

する。

### 4. 情報共有のあり方

- ・河川管理者、ダム管理者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

情報	方法
中津ダムの貯水位、流入量、放流量(リアルタイムの値)	各者が、国土交通省の共有システムを利用(掲示・閲覧)
事前放流を実施するにあたっての気象情報(降雨予測手法等)	ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報(降雨予測手法等(GSM・MSM等))のいずれを利用しているかについて、中国地方整備局(河川管理者)へ情報提供(集約)
中津ダムの下流の河川水位	各者が、国土交通省の共有システムを利用(掲示・閲覧)
避難に係る準備・勧告・指示の発令状況	各者が、鳥取県の防災情報サイト等を利用(掲示・閲覧)

### 5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- ・事前放流の実施後、2.(2)に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報(ダムの貯留制限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など)を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

### 6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

- ・効果的な事前放流(限られた期間にできる限りの放流をすること)を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作

成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

### 7. その他

- ・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者及びダム管理者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、各者は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年5月29日

国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長

鳥取県県土整備部長



鳥取県企業局長



ダム	洪水調節容量 (万 m3)	洪水調節可能容量* (万 m3)	基準降雨量 (mm)
中津ダム	0	78.3	346

※水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む。

